

平成29年度第2回 木津川市行財政改革推進委員会

会議次第

日時：平成29年8月28日（月）午後2時～
場所：木津川市役所本庁舎4階 会議室4-3

1. 開会

2. 議事

（1）第3次木津川市行財政改革大綱の素案について

3. その他

4. 閉会

《会議資料》

- 【資料1-(1)】 第3次木津川市行財政改革大綱（素案）について（概要）
- 【資料1-(2)】 第3次木津川市行財政改革大綱（素案） 対照表
- 【資料1-(3)】 第3次木津川市行財政改革大綱（素案イメージ）
- 【資料2】 木津川市の人口集計一覧表（平成19年～）
- 【資料3】 木津川市職員数推移（平成19年～平成29年）
- 【資料4】 木津川市の財政収支見通し（平成19年～平成33年）
- 【資料5】 財政比較分析表
- 【資料6】 平成28年度事業仕分けアンケート結果 まとめ

第3次木津川市行財政改革大綱（素案）について（概要）

1. 第2次大綱（現行）との比較

	【現 行】	【素 案】
計画体系	大綱、行動計画	大綱、行動計画（現行と同じ）
基本理念	3項目 <ul style="list-style-type: none"> ・市民と共に創る、協働の自治体 ・簡素で市民満足度の高い、持続可能な自治体 ・自ら考え、行動する自治体 	3項目（継承、見直し） <ul style="list-style-type: none"> ・市民と共に創る、協働の自治体 ・豊かなアイデアで、改革する自治体 ・簡素で効率的な、持続する自治体
重点改革項目	5項目 <ul style="list-style-type: none"> 1 協働の市政の推進 2 行政体制の確立 3 事務事業の見直し 4 公共施設の見直し 5 財政システムの確立 	5項目（継承、見直し） <ul style="list-style-type: none"> 1 協働の市政の推進 2 行財政運営体制の改革 3 事務事業の見直し 4 公共施設の総合管理 5 行財政システムの確立

その他、全般的な内容の時点修正、表現の整理・見直しを行うとともに、新規に策定した計画や、これまでの取り組み内容などを反映しながら、第2次大綱を継承しつつ、新たな取り組みにも対応（拡充）するための整理としました。

2. 今後のスケジュール

- ・8月28日（月）14時～：第2回行革推進委員会（素案に対する審議）
- ・10月下旬頃：第3回行革推進委員会（大綱案に対する審議）
※12月：市議会（総務文教常任委員会）への報告、パブリックコメント
- ・平成30年1月下旬頃：第4回行革推進委員会（大綱の答申）

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
目 次	目次	
I 行財政改革大綱策定の経緯と必要性	I 更なる行財政改革に向けて 1 第3次大綱策定の必要性 2 これまでの取り組み	・経緯は割愛し、「第3次大綱策定の必要性」と「取組実績」を分割して記載。
II 行財政改革の基本理念	II 基本理念 1 3つの基本理念が目指すもの 2 計画の体系・イメージ	・「行財政改革」の表記は全体的に最小限に留めてシンプルにする。
III 行財政改革の体系		
IV 行財政改革の重点改革項目 1 協働の市政の推進 2 行政体制の確立 3 事務事業の見直し 4 公共施設の見直し 5 財政システムの確立	III 重点改革項目 1 協働の市政の推進 2 行財政運営体制の改革 3 事務事業の見直し 4 公共施設の総合管理 5 行財政システムの確立	・（現行）の「III 行財政改革の体系」は体系図のみであり、（素案）の「II 基本理念」に組み込む。
V 行財政改革の進め方 1 行財政改革の計画期間 2 行財政改革の推進体制 3 実施及び進捗管理	IV 行財政改革の進め方 1 計画期間 2 推進体制 3 実施及び進捗管理	・一部表現等の見直し。

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>I 行財政改革大綱策定の経緯と必要性 ～ これまで、どのようなことをして来たのか なぜ今、行財政改革が必要なのか ～</p> <p>(第1次大綱策定の経緯) 木津川市は、自立する地方公共団体への成長を目指し、市町村合併を「行財政改革の有効な手段」と位置づけて、平成19年3月12日に木津町・加茂町・山城町の3町合併により誕生しました。 しかしながら、国の三位一体改革等によって、財政的に厳しい状況下での新たな市政のスタートとなり、合併前からの行財政改革の取り組みを進めるとともに、抜本的な行財政システムの見直しが必要になりました。 このため、平成19年10月に市長の諮問機関として、公募市民・各分野の有識者を委員とする「木津川市行財政改革推進委員会」を設けて、今後の行財政改革の指針の策定を諮りました。 そして、同委員会からの答申に基づき、平成20年6月に「木津川市行財政改革大綱・推進計画」（計画期間：平成20年度から平成24年度）を策定し、また、同年11月には、府内各部署における具体的な取り組みを明示した「行動計画（アクションプラン）」を定めて、新たな行財政改革をスタートしました。</p>	<p>I 更なる行財政改革に向けて 1 第3次大綱策定の必要性 本市は、平成19年3月12日の市制施行から今日まで、国の三位一体改革やリーマンショックといった当時の社会情勢に加え、全国的に加速する少子高齢化などを背景とした、厳しい状況下での市政運営を求められてきました。 このため、市では平成20年6月に「木津川市行財政改革大綱並びに推進計画（計画期間：平成20年度から平成24年度）」を、続く平成25年2月には「第2次木津川市行財政改革大綱（計画期間：平成25年度から平成29年度）」を策定し、それぞれ具体的な行動計画（アクションプラン）に基づきながら、不断の行財政改革を推進してきました。 しかしながら、全国的に人口減少や少子高齢化が加速する中、現在は全国にも稀な人口増加を示している本市にあっても、生産年齢層の減少や扶助費の増大など、これらの影響による財政硬直化が表れてきており、その影響の拡大は避けて通れない状況にあります。 また、本市におきましては、一定期間、合併自治体に対する有利な特例措置（普通交付税合併算定替）を受けることができますが、平成28年度から始まった合併算定替の段階的減額（遁減）が平成32年度で終了となることから、今後の歳入減・歳出増に加えて、現状と比較して約7億円の合併算定替減少への対応が必要となります。 このように、本市を取り巻く環境は一層厳しくなることが不可避であると予測され、市の将来を見据えた持続可能な行財政基盤の構築が急務であることから、第2次大綱計画期間終了後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（現行）の「策定の経緯」は割愛し、大綱策定の必要性を冒頭に記載。（現行：P4）

第3次木津川市行財政改革大綱（素案） 対照表

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ								
<p>(第1次大綱による行財政改革の取り組み)</p> <p>平成20年度以降、木津川市では、行動計画に基づく全庁的な行財政改革に取り組み、各種サービス・料金の見直し、民間委託の推進、繰上償還の実施、職員給与の見直しなどを行ってきました。</p> <p>そして、その効果額は平成20年度から平成23年度までの4年間の累計で約28億円に達したところです。</p> <p>その一方で、行動計画については、その進捗管理の評価基準が明確でなかったことや、特に全庁的な対応が必要な項目について、調査・研究段階に留まったケースがあるといった課題がありました。</p> <p>また、こうした行財政改革の取り組みに併せて、平成21年度からは、新たに行財政改革推進委員会委員を仕分け人とする「事業仕分け」を導入して、市が実施する個別の事業についての評価を開始したものです。</p>	<p>の平成30年度以降におきましても、これまでの行財政改革の考え方や基本理念を継承しつつ、内容をより充実させた「第3次木津川市行財政改革大綱」を策定し、子や孫の未来につなぐ取り組みを継続する必要があるものです。</p> <p>普通交付税合併算定替とは</p> <p>合併後の一定期間に限り、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税額の合算額（合併後算定【一本算定】額との差額分）を保障する制度で、本市では平成19年度から平成27年度までの9年間は満額適用され、その後5年間かけて徐々に減額（逓減）されることになります。</p> <p>なお、これまでの合併自治体による要望活動なども踏まえた国の制度改正によりまして、平成23年度には約14億円であった合併算定替の影響額（差額）は、逓減開始となった平成28年度で約7億円程度まで縮減してきましたが、2021年度の一本算定までに、年々減少するこの影響額に対応するための取り組みを進めなければなりません。</p> <table border="1"> <caption>【平成23年度決算】</caption> <tr> <td>・普通交付税: 52億円</td> </tr> <tr> <td>(内、合併算定替 100%で 14億円)</td> </tr> <tr> <td>※一本算定の場合は: 38億円</td> </tr> <tr> <td>○一般会計歳出: 238億円</td> </tr> </table> <table border="1"> <caption>【平成28年度決算】</caption> <tr> <td>・普通交付税: 51億円</td> </tr> <tr> <td>(内、合併算定替 90%で 7億円)</td> </tr> <tr> <td>※一本算定の場合は: 44億円</td> </tr> <tr> <td>○一般会計歳出: 300億円</td> </tr> </table>	・普通交付税: 52億円	(内、合併算定替 100%で 14億円)	※一本算定の場合は: 38億円	○一般会計歳出: 238億円	・普通交付税: 51億円	(内、合併算定替 90%で 7億円)	※一本算定の場合は: 44億円	○一般会計歳出: 300億円	<ul style="list-style-type: none"> ・合併算定替の説明等につき、時点修正も含めて記載場所を変更。 (現行: P5) ・元号表記は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（H29.6公布で3年以内の施行）を踏まえ H32（2020年）までとし、以降は西暦表記のみとする。
・普通交付税: 52億円										
(内、合併算定替 100%で 14億円)										
※一本算定の場合は: 38億円										
○一般会計歳出: 238億円										
・普通交付税: 51億円										
(内、合併算定替 90%で 7億円)										
※一本算定の場合は: 44億円										
○一般会計歳出: 300億円										

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>(第2次大綱の策定の必要性)</p> <p>このような改革により、合併自治体の課題である事務事業、組織の一本化、効率化は進みましたが、その一方で、国の地方分権・地域主権改革に伴う権限移譲によって市町村の責任と事務は増大し、経済情勢はリーマンショックによる急激な悪化の後、大きく好転することが見込みにくいなど、自治体を取り巻く行財政の環境は、一層厳しさを増しています。</p> <p>また、現在の木津川市は、全国的に見ても稀な人口が増加傾向にある自治体ですが、地域によっては高齢化・人口減少が進行しており、今後、早期の対策が必要になると考えられます。</p> <p>こうした課題のなか、木津川市では、合併自治体の円滑な運営の確保及び均衡ある発展のために設けられた地方交付税の特例措置（普通交付税合併算定替^(注)）が、平成28年度以降5年間をかけて段階的に減額・終了することになるため、これに対応できる、子や孫の未来につなぐ持続可能な行財政システムの確立が、待ったなしの状況となっているところです。</p> <p>このため、平成25年度以降も、行財政改革の考え方・理念を継承し、内容をより進化させた「第2次木津川市行財政改革大綱」を定め、引き続き不断の改革の取り組みを進めていく必要があるものです。</p>	<p>2 これまでの取り組み</p> <p>市ではこれまで、市長の諮問機関として公募市民や有識者で構成する「木津川市行財政改革推進委員会」を設置し、同委員会からの答申に基づく、2度の「行財政改革大綱」や「行動計画」を策定しながら、取り組みを進めてきました。</p> <p>これらの取り組みにより、当初の大綱計画期間（平成20年度から平成24年度）の5年間累計で約37億5千万円、また、第2次大綱計画期間中ではありますが、平成25年度から平成28年度の4年間累計で約18億9千万円の財政効果を生み出すことができました。</p> <p>加えて、平成21年度からは行財政改革推進委員会委員を仕分け人とする「事業仕分け」を実施し、外部目線による評価（仕分け結果）を通じた事務事業の見直しにつなげました。</p> <p>しかし一方では、全ての行動計画目標が十分に達成できたわけではなく、調査や検討の継続で具体的な取り組みに至らなかった事業もあり、市議会や行財政改革推進委員会からは、進捗管理や評価が曖昧ではないかといった意見をいただくなど、課題の残る部分もありました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1、2次大綱での取り組み実績を記載。 (現行:P3)

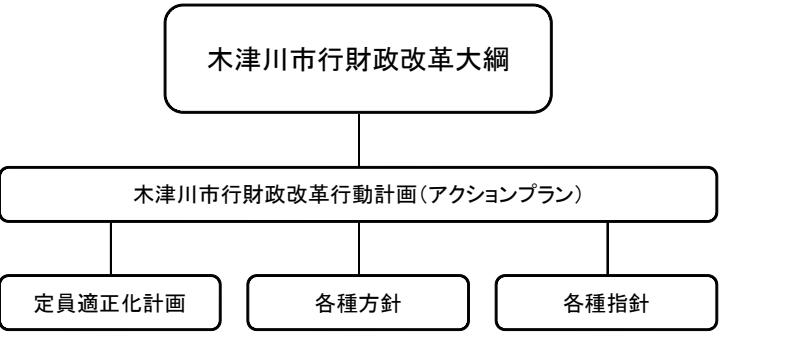
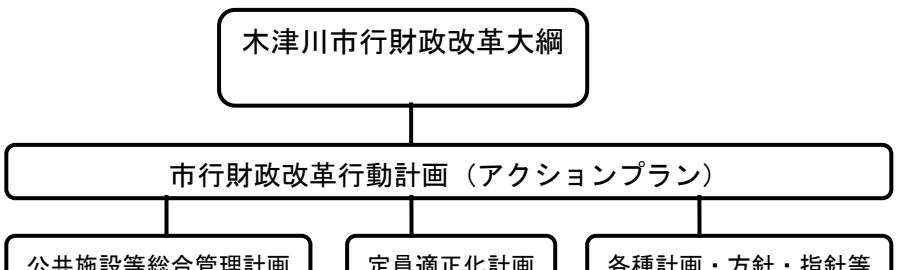
第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>普通交付税合併算定替</p> <p>合併後の一定期間に限り、合併がなかったものと仮定して、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税額の合算額を保障する制度です。木津川市の場合、平成23年度は、この制度によって交付税が約14億円多く交付されています。</p> <p>これは、同年度に木津川市が交付を受けた交付税57億円の4分の1に相当する非常に大きな金額です。また、この約14億円という額を歳出で見ると、市が1年間に農林水産業・商工業の振興や消防のために使った費用の合計にほぼ相当します。</p> <p>【平成 23 年一般会計歳入決算 = 245 億円】</p> <p>【平成 23 年度普通交付税 = 57 億円】</p> <p>普通交付税合併算定替</p> <p>段階的に減額されます</p> <p>この差が合併算定替額</p> <p>木津川市 < 木津町 + 加茂町 + 山城町 H23</p> <p>【平成 23 年度普通交付税 = 52 億円】</p> <p>14 億円 = 普通交付税合併算定替</p> <p>H28 年度から減額され、H32 年度で終了します。 ※ 金額は毎年度見直しされます。</p> <p>38 億円 = 本来の木津川市の普通交付税</p> <p>特別交付税 5</p> <p>単位 億円</p>	<p>◆木津川市行財政改革大綱並びに推進計画・行動計画<平成20年度～平成24年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 重点改革項目の取組総括（123項目） <ul style="list-style-type: none"> S : 計画以上に進捗した (5項目) A : 計画通り進捗した (66項目) B : 概ね計画どおり進捗した (43項目) C : 計画通り進捗しなかった (9項目) <p>財政効果額：約37億5千万円 ※5年間累計</p> <p>◆第2次木津川市行財政改革大綱・行動計画<平成25年度～平成29年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 重点改革項目数（126項目※平成28年度末時点） <p>財政効果額：約18億9千万円 ※4年間累計</p> <p>◆事業仕分け<平成21年度～平成28年度（平成24年度は未実施）></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業仕分け項目（計9回・39事業） <ul style="list-style-type: none"> 不要：5事業／国・府実施：1事業／市実施改善（内容・規模）：32事業／市実施（現行どおり）：1事業 <p>市長への提言 ⇒ 事務事業の改善・検討</p>	

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>Ⅱ 行財政改革の基本理念 ～ 何を目指して行財政改革を進めるのか ～</p> <p>1 基本理念 超高齢社会となった我が国では、今後も、低成長で構造的に厳しい財政状況が続くことが見込まれる一方で、社会保障制度改革などの方向性が見えにくい状況にあります。また、基礎的自治体への権限移譲が進められ、市が責任を持つ領域が、ますます増えていくことが予想されます。</p> <p>こうしたなかで、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に適切かつ速やかに対応していくためには、様々な問題解決にあたって、全ての組織・職員が、市民と共に悩み、汗をかき、知恵と工夫を出し合う、「市民協働」型の市政の推進が必要です。</p> <p>また、より一層「簡素で市民満足度の高い」行財政運営に努めていくとともに、「持続可能な」行財政システムを確立していかなければなりません。</p> <p>そして、これらのこととを実現できる、時代と社会の動きに注視し、「自ら考え、行動する」自治体となるためには、原動力となる職員一人ひとりが、市職員として果たすべき役割が何かを真剣に考え、そのために自らの持つ能力を高め、十分に発揮できる仕組みが不可欠です。</p> <p>このような認識のもと、木津川市では、これから行財政運営の基礎理念を次のように定めます。</p> <p>なお、ここで言う行財政運営とは、単に事業や組織の適正な</p>	<p>Ⅱ 基本理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念と関係部分を再整理してまとめる。 <p>(現行)</p> <p>II-1 基本理念 【行財政運営イメージ】 【市民協働の仕組み等】</p> <p>II-2 基本理念の目指すもの</p> <p>III 改革の体系【図のみ】 ↓ (素案)</p> <p>II-1 3つの基本理念が目指すもの</p> <p>II-2 計画の体系・イメージ 【改革関連計画体系】 【行財政運営イメージ】 【市民協働の仕組み等】</p>

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>管理に留まるものではなく、方針となる政策を定めてその実現を目指すとともに、費用対効果を常に意識する、経営的な考え方で立つものです。</p> <p>【3つの基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と共に創る、協働の自治体 ・簡素で市民満足度の高い、持続可能な自治体 ・自ら考え、行動する自治体 <p>(※参考：11頁に記載されている部分)</p> <p>2 基本理念の目指すもの</p> <p>これからの行財政改革は、組織の改廃、職員や経費の削減などの、量的改革に引き続き取り組みつつ、人材の育成・活用や、社会情勢の変化に伴って市民ニーズに合わなくなった制度を新しい施策に転換するなどの、質的改革に重点を移し、市民から信頼される質の高い行政サービスを実現していく必要があります。</p> <p>そして、行財政改革を円滑に進めていくためには、市民の理解と協力が不可欠であることから、行政の持つ情報を市民に公開し、説明責任を果たしつつ市民と行政の距離を縮めていくための仕組みづくりが重要となります。</p> <p>これらのこと踏まえ、木津川市の行財政改革にあたっては、3つの基本理念に基づき、行政全般にわたり見直しを行い、市民の理解を得ながら市民本位の行財政システムを確立す</p>	<p>○ 市民と共に創る、協働の自治体</p> <p>○ 豊かなアイデアで、改革する自治体</p> <p>○ 簡素で効率的な、持続する自治体</p> <p>1 3つの基本理念が目指すもの</p> <p>『I-1 第3次大綱策定の必要性』でも述べたとおり、全国的に加速する少子高齢化や人口減少、また、超高齢社会となった社会情勢を背景とする社会保障費の増大など、地方自治体を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。</p> <p>これは合併以降、全国でも稀な人口増加を続けている本市においても、決して例外ではありません。</p> <p>併せて、平成32年度の普通交付税合併算定終了を踏まえた適減対策を講じつつ、簡素で効率的な行政運営のもと、市民に信頼され、共に行動することができる施策の実施や組織の構築が必要です。</p> <p>そこで、これらの実現に向けた3つの基本理念に基づき、更に徹底した行財政改革の取り組みを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの改革の考え方や理念を継承しつつ、内容を充実させることを目的とした3つの理念を掲げるもの。

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>るものとします。</p> <p>○ 1 市民と共に創る、協働の自治体 多様化する市民ニーズや市民自らのまちづくり意識の高まりに対応するため、市民に木津川市の現状をわかりやすく説明するとともに、市民との対話、市民参画による検討の機会を確保するなど、透明性の高い開かれた市政を推進することを通じて、行政と市民の役割分担を明確にし、市民との協働によるまちづくりを目指します。</p> <p>○ 2 簡素で市民満足度の高い、持続可能な自治体 行政でなければできないことと、市民、コミュニティ組織、N P O、企業などが担うことができるものを峻別し、行政が担うべき真に市民が必要としている事務事業にあらゆる資源を集中し、社会情勢と共に変化する市民ニーズに応じてメリハリを付けて配分することで、市民満足度の高い事業展開を目指します。</p> <p>併せて、職員定数の管理や組織機構の見直しを続けるとともに、人事管理制度の改革を行い、簡素で効率的な組織体制の実現を目指します。</p> <p>また、持続可能な行財政システムの確立のため、歳入・歳出の両面で改革を進め、健全で自立性の高い財政構造への転換を目指します。</p>	<p>○ 市民と共に創る、協働の自治体 市制施行10年を経て、更なる飛躍を目指す本市において、将来に渡り、その時々における社会情勢等を踏まえた多種多様な市民ニーズに対応するためには、行政が一方的に進めるばかりでは、市民との信頼関係や一体感が構築できず、ひいては、十分な成果につながらないといった懸念も生じます。 そのため、市の現状や考えを市民に伝え、広く市民参画の機会を確保するなど、透明性の高い開かれた市政を推進するとともに、行政と市民が互いに知恵や力を出し合いながら創り上げる、市民との協働によるまちづくりを目指します。</p> <p>○ 豊かなアイデアで、改革する自治体 市が直面する課題はもとより、変化の激しい社会経済情勢等に的確に対応するためには、柔軟で多彩なアイデアにより行動できる職員が、その能力をいかんなく発揮し、速やかに「まちづくり」につなげられる組織づくりが必要です。 そのため、必要な人材（人財）の確保や人事評価制度に基づく人事管理・育成に努めながら、市職員定数の管理や組織機構の見直しを継続するとともに、簡素で効率的な行財政運営体制の実現に向けた改革を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ III 重点改革項目の「1 協働の市政の推進」で具体的に整理。 ・ III 重点改革項目の「2 行財政運営体制の改革」、「3 事務事業の見直し」で具体的に整理。

第3次木津川市行財政改革大綱（素案） 対照表

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>○3 自ら考え、行動する自治体</p> <p>変化の激しい社会経済情勢のもと、新たな行政課題に積極的に対応していくために、木津川市が、今、何をすべきかを考え、それを速やかに行動に移すことができる組織体制の実現を目指します。</p> <p>また、人材育成を進めることにより、職員一人ひとりの能力の向上と、課題解決に向けて主体的に取り組むことができる組織風土の実現を目指します。</p> <p>(※参考：13頁に記載されている部分)</p> <p>III 行財政改革の体系</p> <p>○行財政改革関連計画体系</p> 	<p>○ 簡素で効率的な、持続する自治体</p> <p>関西文化学術研究都市開発に伴うニュータウン整備などを進めてきた本市は、新旧市街地における子育て世代から高齢世代まで、幅広い市民ニーズに対応する必要があります。</p> <p>そこで、限りある財源を最大限、効果的かつ効率的に運用するため、真に市民が必要としている事務事業を見極め、ムダのない事業を行うことで、「新しく住みたい」・「住んで良かった」・「ずっと住み続けたい」と考えていただける施策の展開を目指します。</p> <p>併せて、持続可能な行財政基盤を維持するため、普通交付税合併算定超過減対策を踏まえた、歳入・歳出面での改革はもとより、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新や長寿命化・統廃合等を進め、健全で自立性の高い行財政システムの確立を目指します。</p> <p>2 計画の体系・イメージ</p> <p>○行財政改革関連計画体系</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅲ 重点改革項目の「4 公共施設の総合管理」、「5 行財政システムの確立」で具体的に整理。 ・内容は第2次大綱と同じ（時点修正等）で、掲載箇所を変更。

第3次木津川市行財政改革大綱（素案） 対照表

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>○行財政運営のイメージ</p> <p>木津川市のまちづくりの基本となり、目指す都市像の実現に向けて事業を展開する「総合計画」、 その事業費用の財政的な裏付けとなる「財政収支計画」、 それら2つの計画差、つまり財政的に不足する部分を埋める「行財政改革」、 これら3つを一体として、加えて市民等との協働により行財政運営を行う。</p> <p>※上記の図の3つの楕円の重なり部分は、「政策・経営」手段やその手法</p> <p>○行財政運営のプロセスと市民協働（参加・参画）の仕組み</p>	<p>○行財政運営のイメージ</p> <p>木津川市のまちづくりの基本となり、目指す都市像の実現に向けて事業を展開する「総合計画」、 その事業費用の財政的な裏付けとなる「財政収支計画」、 それら2つの計画差、つまり財政的に不足する部分を埋める「行財政改革」、 これら3つの「政策・経営」を一体化するとともに、市民・事業者等との協働による行財政運営を行います。</p> <p>※上記の図の3つの楕円の重なり部分は、「政策・経営」手段やその手法</p> <p>○行財政運営のプロセスと市民協働（参加・参画）の仕組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次大綱と同じ。 <p>※一部の表現変更。</p>

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>2 基本理念の目指すもの</p> <p>これからの行財政改革は、組織の改廃、職員や経費の削減などの、量的改革に引き続き取り組みつつ、人材の育成・活用や、社会情勢の変化に伴って市民ニーズに合わなくなつた制度を新しい施策に転換するなどの、質的改革に重点を移し、市民から信頼される質の高い行政サービスを実現していく必要があります。</p> <p>そして、行財政改革を円滑に進めていくためには、市民の理解と協力が不可欠であることから、行政の持つ情報を市民に公開し、説明責任を果たしつつ市民と行政の距離を縮めていくための仕組みづくりが重要となります。</p> <p>これらのこと踏まえ、木津川市の行財政改革にあたっては、3つの基本理念に基づき、行政全般にわたり見直しを行い、市民の理解を得ながら市民本位の行財政システムを確立するものとします。</p> <p>○1 市民と共に創る、協働の自治体</p> <p>多様化する市民ニーズや市民自らのまちづくり意識の高まりに対応するため、市民に木津川市の現状をわかりやすく説明するとともに、市民との対話、市民参画による検討の機会を確保するなど、透明性の高い開かれた市政を推進することを通じて、行政と市民の役割分担を明確にし、市民との協働によるまちづくりを目指します。</p>	<p><u>※「II 基本理念」の「1 3つの基本理念が目指すもの」に統合・整理して記載（6頁～）</u></p>	

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>○2 簡素で市民満足度の高い、持続可能な自治体</p> <p>行政でなければできないことと、市民、コミュニティ組織、NPO、企業などが担うことができるものを峻別し、行政が担うべき真に市民が必要としている事務事業にあらゆる資源を集中し、社会情勢と共に変化する市民ニーズに応じてメリハリを付けて配分することで、市民満足度の高い事業展開を目指します。</p> <p>併せて、職員定数の管理や組織機構の見直しを続けるとともに、人事管理制度の改革を行い、簡素で効率的な組織体制の実現を目指します。</p> <p>また、持続可能な行財政システムの確立のため、歳入・歳出の両面で改革を進め、健全で自立性の高い財政構造への転換を目指します。</p>		
○3 自ら考え、行動する自治体		

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>III 行財政改革の体系</p> <p>○行財政改革関連計画体系</p> <pre>graph TD; A[木津川市行財政改革大綱] --> B[木津川市行財政改革行動計画(アクションプラン)]; B --> C[定員適正化計画]; B --> D[各種方針]; B --> E[各種指針]</pre>	<p>※「II 基本理念」の「2 計画の体系・イメージ」に統合・整理して記載（9頁）</p>	

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>IV 行財政改革の重点改革項目 ～ 改革の方向性・考え方と、行うべき取り組み～ 行財政改革の基本理念に基づき、次の5項目を重点改革項目として位置づけ、取り組みを行っていくものとします。</p> <p>【5つの重点改革項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協働の市政の推進 2 行政体制の確立 3 事務事業の見直し 4 公共施設の見直し 5 財政システムの確立 <p>それぞれの重点改革項目には、より具体的な小項目を設け、行財政改革の「方向性・考え方」と、これから「行うべき取り組み」を示しています。</p> <p>1 協働の市政の推進 ①市民との協働によるまちづくり (方向性・考え方) 多様化する市民ニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現するためには、市民、コミュニティ組織、NPO、企業など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取り組みについて、実情に応じて積極的に支援・推進する必要があります。 (行うべき取り組み) 行政と市民、コミュニティ組織、NPO、企業などが公共</p>	<p>III 重点改革項目 3つの基本理念に基づき、次の5項目を重点改革項目として位置づけ、取り組みを行っていくものとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-left: 20px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 協働の市政の推進 2 行財政運営体制の改革 3 事務事業の見直し 4 公共施設の総合管理 5 行財政システムの確立 </div> <p>なお、それぞれの重点改革項目には、より具体的な小項目を設け、行財政改革の「方向性・考え方」と、これから「行うべき取り組み」を示します。</p> <p>1 協働の市政の推進 ①市民との協働によるまちづくり (方向性・考え方) 多様化する市民ニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現するためには、市民、コミュニティ組織、NPO、企業など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取り組みについて、実情に応じて積極的に支援・推進する必要があります。 (行うべき取り組み) 行政と市民、コミュニティ組織、NPO、企業などが公共</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次大綱の5項目を継承し、基本理念との整合性を図るなど、一部の表現を変更。 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次大綱と同じ。 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次大綱と同じ。

第3次木津川市行財政改革大綱（素案） 対照表

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>的的目的を共有し、相互に連携・分担する仕組みづくりと、市民等への支援施策の充実を進めるとともに、市民協働を実現するために必要な、職員一人ひとりの意識改革に積極的に取り組みます。</p> <p>②開かれた市民参加・参画の市政の推進 (方向性・考え方)</p> <p>市民に信頼される開かれた市政を推進するためには、市民と行政がまちづくりのビジョンや施策などの情報を共有し対話できる環境や、市の意思形成過程に市民が関わる仕組みが必要です。</p> <p>また、市民への説明責任を果たし、行政の透明性・公正性を向上する仕組みをつくる必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>広報紙やホームページをはじめ、様々な手法を通じて、財政状況や行財政改革の取り組みなど、市民が市の現状を把握できる情報をわかりやすく公開するとともに、行政の活動について計画段階から積極的な情報提供を行います。</p> <p>また、行政評価制度、情報公開制度、パブリックコメント制度等の充実に取り組むとともに、市民との対話、市民参画による検討の機会を確保するなど、市民が市政に参加・参画しやすい環境づくりを推進します。</p>	<p>的的目的を共有し、相互に連携・分担する仕組みづくりと、市民等への支援施策の充実を進めるとともに、市民協働を実現するために必要な、職員一人ひとりの意識改革に積極的に取り組みます。</p> <p>②開かれた市民参加・参画の市政の推進 (方向性・考え方)</p> <p>市民に信頼される開かれた市政を推進するためには、市民と行政がまちづくりのビジョンや施策などの情報を共有し対話できる環境や、市の意思形成過程に市民が関わる仕組みが必要です。</p> <p>また、市民への説明責任を果たし、行政の透明性・公正性を向上する仕組みをつくる必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>広報紙やホームページをはじめ、様々な手法を通じて、財政状況や行財政改革の取り組みなど、市民が市の現状を把握できる情報をわかりやすく公開するとともに、行政の活動について計画段階から積極的な情報提供を行います。</p> <p>また、行政評価制度、情報公開制度、パブリックコメント制度等の充実に取り組むとともに、市民との対話、市民参画による検討の機会を確保するなど、市民が市政に参加・参画しやすい環境づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「市政の」を削除。 ・第2次大綱と同じ。 <p>・第2次大綱と同じ。</p>

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>2 行政体制の確立</p> <p>①人材育成の推進と職員・組織の意識改革 (方向性・考え方)</p> <p>今後、市町村は、事業やサービスの直接的な「担い手」から、企画立案、調整、管理を担う「制度設計者・管理者」としての役割が一層高まるとともに、従来、都道府県が担っていた専門的な行政サービスを提供することとなり、これに対応できる能力と「やる気」を持った職員を育成する必要があります。</p> <p>また、より効率の良い事務処理、低コストで質の高いサービスや施策の実施方法の検討など、職員の生産性を高めていく必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>目的や方策を明確にした人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、各種研修の実施、業務プロセスの改善、事務マニュアルの作成などにより、総合的な人材育成や、職員の企画、調整、管理能力と生産性の向上、組織風土の改善に努めます。</p> <p>また、能力・実績を重視して勤務実績を昇進、昇格や給与に反映する新しい人事評価システムの導入が求められており、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に着実に取り組みます。</p> <p>併せて、職員一人ひとりの提案が各種事務事業の改善に繋がる仕組みや、自己啓発に取り組みやすい仕組みをつくることで職員の「やる気」を支援します。</p>	<p>2 行財政運営体制の改革</p> <p>①人材育成の推進と職員・組織の意識改革 (方向性・考え方)</p> <p>今後、市町村は、事業やサービスの直接的な「担い手」から、企画立案、調整、管理を担う「制度設計者・管理者」としての役割が一層高まるとともに、従来、都道府県が担っていた専門的な行政サービスを提供することとなり、これに対応できる能力と「やる気」を持った職員を育成する必要があります。</p> <p>また、より効率の良い事務処理、低コストで質の高いサービスや施策の実施方法の検討など、職員の生産性を高めていく必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>平成25年11月に決定した「職員人材育成基本方針」に基づき、人材育成と適正な人事配置や給与面への反映も含めた人事管理や評価とともに、各種研修の実施、業務プロセスの改善、事務マニュアルの作成などにより、職員の企画、調整、管理能力と生産性の向上、組織風土の改善に努めます。</p> <p>併せて、職員一人ひとりが、高い意識を持った中で目標設定等を行い、業務を遂行する中で生まれる多様なアイデアを各種事務事業の改善につなげられるような意識改革や、自己啓発に取り組みやすい支援体制を構築し、できない理由をさがすのではなく、どうしたらできるのかを考え問題を克服していく、「気づき」と「やる気」に溢れ、問題解決力を発揮する職員の育成に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次大綱と同じ。 ・「職員人材育成基本方針」や「人事評価」を記載。

第3次木津川市行財政改革大綱（素案） 対照表

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>②組織改革 (方向性・考え方)</p> <p>行政が効果的かつ効率的に事務事業を処理するためには、政策目標や社会の動きに対応できる、簡素な組織体制となる必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>政策や施策・事務事業のまとめ、社会の動きに対応した組織編成にするとともに、市民ニーズや行政課題への、速やかな意思決定・対応の観点から、職務実態に応じて職員一人ひとりの責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織を編成します。</p> <p>また、市民から見て責任・権限の所在がわかりやすい編成、職名とすることに留意します。</p> <p>併せて、市が設置する審議会等につきましても、その必要性を確認し、設置目的が達成されたものや類似するものについては、廃止・統合を進めます。</p>	<p>②組織改革 (方向性・考え方)</p> <p>行政が効果的かつ効率的に事務事業を処理するためには、政策目標や社会の動きに対応できる、簡素な組織体制となる必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>政策や施策・事務事業のまとめ、社会の動きに対応した組織編成にするとともに、市民ニーズや行政課題への、速やかな意思決定・対応の観点から、職務実態に応じて職員一人ひとりの責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化された、市民にわかりやすいフラットな組織を編成します。</p> <p>併せて、市が設置する審議会等につきましても、その必要性を確認し、設置目的が達成されたものや類似するものについては、廃止・統合を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次大綱と同じ。 ・第2次大綱と同じ。 ※一部の表現変更。
<p>③定員管理の適正化 (方向性・考え方)</p> <p>責任ある質の高い行政サービスに必要な職員を安定的に確保するためには、今後の行政需要の動向等を勘案しながら、できるだけ増員を抑制する方向性のもと、定員管理を行う必要があります。</p>	<p>③定員管理の適正化 (方向性・考え方)</p> <p>責任ある質の高い行政サービスに必要な職員を安定的に確保する一方で、適正な職員規模については常に検討が必要であり、今後の行政需要の動向等も勘案しながら、最適な定員管理を行う必要があります。</p> <p>また、平成32年度に施行される、地方公務員法及び地方自治法の改正を見据え、嘱託・臨時職員の任用や手当等の見直しとともに、適正な人員配置のあり方を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地公法及び自治法改正（嘱託・臨職関係）を記載。

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>(行うべき取り組み)</p> <p>定員管理にあたっては、『2-⑤電子自治体の推進』『3-①事務事業の見直し』『4-③公共施設の民営化・民間委託』などの取り組みを踏まえて、職員数の適正化に取り組みます。</p> <p>併せて、行政需要に応じた職員の適正配置に努めるとともに、行政効率を高めるため、京都府・他市町村との事務事業の共同化などに取り組みます。</p> <p>また、定員管理の適正化にあたっては、職員の年齢構成や新たな行政需要などに留意します。</p>	<p>(行うべき取り組み)</p> <p>定員管理にあたっては、行動計画に基づく各種の取組状況等を踏まえ、職員の年齢構成などにも留意しながら、定員適正化計画に基づいた職員数の適正化に取り組みます。</p> <p>◆第2次木津川市定員適正化計画（平成26年6月策定） 計画期間：平成26年4月1日から平成30年4月1日 対象職員：一般職の常勤の職員（再任用常勤職員含む） ※臨時、非常勤職員及び再任用短時間勤務職員を除く。 目標数値：平成26年時の水準（501名）を、今後5年間（平成30年まで）維持していく。</p> <p>併せて、行政需要に応じた職員の適正配置に努めるとともに、行政効率を高めるため、引き続き、京都府・他市町村との事務事業の共同化などに取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「定員適正化計画」の内容を記載。
<p>④総人件費の抑制 (方向性・考え方)</p> <p>市職員の給与水準は、人事院勧告に準拠して官民格差の是正を行っていますが、引き続き適正な水準の維持に努める必要があります。</p> <p>また、現在、行政サービスの一翼を担っている嘱託職員・臨時職員も含めた、総人件費を抑制する必要があります。</p>	<p>④総人件費の抑制 (方向性・考え方)</p> <p>市職員の給与水準は、人事院勧告に準拠して官民格差の是正を行っていますが、引き続き適正な水準の維持に努める必要があります。</p> <p>また、働き方改革により長時間労働の抑制等が示された一方で、地方公務員法及び地方自治法の改正により、嘱託・臨時職員の任用や手当等の見直しが必要なことから、必要以上の総人件費増加につながらないよう、適正な配置と活用に努</p>	<ul style="list-style-type: none"> 働き方改革や地公法及び自治法改正（嘱託・臨時職員）を記載。

第3次木津川市行財政改革大綱（素案） 対照表

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>(行うべき取り組み)</p> <p>今後も公務員制度の動向に留意し、業務の性格や内容を踏まえつつ、給与に係る制度・運用・水準の適正化を進め、時間外勤務手当や嘱託職員・臨時職員も含めた、総人件費を抑制します。</p> <p>また、嘱託職員・臨時職員については、正規職員との役割分担と業務を明確にして、適正な配置と活用を推進します。</p>	<p>めます。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>今後も公務員制度の動向に留意し、業務の性格や内容を踏まえつつ、給与に係る制度・運用・水準の適正化を進めるとともに、ノー残業デーの徹底等による時間外勤務の削減などにより、総人件費を抑制します。</p> <p>なお、地方公務員法及び地方自治法の改正による嘱託・臨時職員の任用や手当等の見直しに伴い、総人件費の増加が見込まれますが、適正な任用や配置により最小限の影響となるよう検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務の削減（ノー残業デー）を記載。 ・地公法及び自治法改正（嘱託・臨職関係）を記載。
<p>⑤電子自治体の推進</p> <p>(方向性・考え方)</p> <p>社会のIT化が急速に進む中で、市民の利便性の向上や業務の効率化に高い効果が期待できる電子自治体を推進していく必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>情報セキュリティの確保と費用対効果に十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利活用に積極的に取り組みます。</p> <p>また、電子自治体業務や各種様式の標準化・共同化により、低廉な経費で高い水準の運用が実現できるよう取り組むとともに、共同化できない業務についても、システムとコストのバランスの最適化に取り組みます。</p>	<p>⑤電子自治体の推進</p> <p>(方向性・考え方)</p> <p>社会のIT化が急速に進む中で、市民の利便性の向上や業務の効率化に高い効果が期待できる電子自治体を推進していく必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>情報セキュリティの確保と費用対効果に十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナンバーカード、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利活用に積極的に取り組みます。</p> <p>また、電子自治体業務や各種様式の標準化・共同化により、低廉な経費で高い水準の運用が実現できるよう取り組むとともに、共同化できない業務についても、システムとコストのバランスの最適化に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次大綱と同じ。 ・「住基カード」を「マイナンバーカード」に変更。

第3次木津川市行財政改革大綱（素案） 対照表

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>併せて、職員のIT能力の向上を図り、業務の効率化を進めます。</p> <p>⑥法令遵守（コンプライアンス）の推進 (方向性・考え方)</p> <p>市の事務事業は、法令等に適合し、透明で公正に執行されなければなりません。引き続き法令遵守を常に担保するとともに、違反があったときは適正に対応を図っていく必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>職員倫理条例・規則、職員に対する不当な働きかけの記録制度などを適正に運用し、コンプライアンス体制を確立します。</p> <p>⑦地方債・借入金・公金の適正管理 (方向性・考え方)</p> <p>持続可能な自治体であるためには、地方債・借入金・公金について、経済の動きに留意しつつ、適正な管理を行う必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>必要以上の借入を抑制し、債務負担が過度にならないよう地方債の適正管理に努めます。</p> <p>また、公金については、様々なリスクを考慮しながら、安全かつ効率的な管理に努めます。</p>	<p>併せて、適宜、情報セキュリティポリシーの改定や職員のIT能力の向上を図り、最新・最適な対策と業務の効率化を進めます。</p> <p>⑥法令遵守（コンプライアンス）の推進 (方向性・考え方)</p> <p>市の事務事業は、法令等に適合し、透明で公正に執行されなければなりません。引き続き法令遵守のもと、万一、不適切な事象等が発生した場合は原因の究明を行い、速やかに対応・改善する必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>職員倫理条例・規則、職員に対する不当な働きかけの記録制度などを適正に運用し、確固たる体制を維持します。</p> <p>⑦地方債・借入金・公金の適正管理 (方向性・考え方)</p> <p>持続可能な自治体であるためには、地方債・借入金・公金について、経済の動きに留意しつつ、適正な管理を行う必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>必要以上の借入を抑制し、債務負担が過度にならないよう地方債の適正管理に努めます。</p> <p>また、公金については、様々なリスクを考慮しながら、安全かつ効率的な管理に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「セキュリティポリシー」を記載。 <p>・第2次大綱と同じ。 ※一部の表現変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「体制の確立」から「体制の維持」に変更。 <p>・第2次大綱と同じ。</p> <p>・第2次大綱と同じ。</p>

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>3 事務事業の見直し</p> <p>①事務事業の見直し (方向性・考え方)</p> <p>すべての事務事業について、今、行政が担うべきものか、効率的に実施されているかを確認し、実施の妥当性の低いものの見直しを含め、事務事業全般の効率化を進める必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>すべての事務事業について、目的、手段、間接コストを含めた経費とその成果を調査し、実施の妥当性や効率性を確認するとともに、様々な手法を組み合わせた評価の全体システムを検討します。</p> <p>また、事業仕分けにより、外部の視点からの事務事業の評価を実施していきます。</p> <p>実施の妥当性の低い事務事業については、見直しを行うなど、事務事業全般について、より効果的に政策目標を達成する方法がないかを検討し、実施方法の効率化や、民間委託などによる、各種経費の徹底した削減に取り組みます。</p> <p>なお、新規・拡充事業の実施にあたっては、目的、手段、対象など内容の妥当性、他制度との類似性、将来的な負担などを十分検証した上で、スクラップアンドビルトを徹底します。</p> <p>②補助金・団体支援の見直し (方向性・考え方)</p> <p>補助金や各種団体の支援については、時代と社会に適合し</p>	<p>3 事務事業の見直し</p> <p>①事務事業の見直し (方向性・考え方)</p> <p>すべての事務事業について、今、行政が担うべきものか、効率的に実施されているかを確認し、実施の妥当性の低いものの見直しを含め、事務事業全般の効率化を進める必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>すべての事務事業について、目的、手段、間接コストを含めた経費とその成果（評価）を見る化した事務事業評価を継続し、事業実施の妥当性や効率性を確認するとともに、P D C Aサイクルに基づく見直しを実施します。</p> <p>また、これらの評価や検証等にあっては、事業仕分けに限らず、行財政改革推進委員会をはじめとした、外部の視点からの意見や評価等を幅広く取り入れるための効果的な仕組みを検討します。</p> <p>なお、事務事業の見直しにあっては、国の財政支援に係る動向等も注視しながら、幅広く民間活力の導入なども含めた見直しを検討するとともに、新規・拡充事業の実施にあたっては、内容の妥当性、他制度との類似性やスクラップアンドビルト、将来的な負担などを十分検証し、各種経費の徹底した削減と歳入の増加に取り組みます。</p> <p>②補助金等・団体支援の見直し (方向性・考え方)</p> <p>補助金等の支出や各種団体の支援については、時代と社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次大綱と同じ。 ・「事務事業評価」や「外部評価」などの表現を追加。 ・第2次大綱と同じ。 ※一部の表現変更。

第3次木津川市行財政改革大綱（素案） 対照表

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>た真に必要なものか、またその内容が適正かを確認し、見直しを行う必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>補助金については、交付基準に基づいて確認を行い、社会経済情勢の変化に伴って必要性や効果が薄れたものの縮小、統合、廃止などを行うとともに、交付の終期を設定するなど適正化に努めます。</p> <p>また、行政が事務局機能を担っている各種団体については、自主的運営に向けた支援を行います。</p>	<p>に適合した真に必要なものか、またその内容が適正かを確認し、実施する必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>補助金については、「公益性」の観点から整理した交付基準に基づく確認を行い、所期の目的やその役割が終了しているもの、効果の薄いもの、社会経済情勢の変化に伴って必要性が変化したものなどの減額・廃止を行うなど、支出の適正化を進めます。</p> <p>また、各種団体に対して、それぞれの活動内容や事業の特性等を見極め、自主的運営に向けた支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次大綱と同じ。 ※一部の表現変更。
<p>③外郭団体の見直し</p> <p>(方向性・考え方)</p> <p>外郭団体については、特定の行政需要に対応するため、行政の補完的組織として重要な役割を果たしてきましたが、時代の変化とともに、その役割や存在意義なども変化し、社会情勢への対応や官民の役割分担の明確化など、柔軟な見直しを行う必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>それぞれの外郭団体の独立採算に向けた経営改善を支援するとともに、設立目的や業務内容について常に見直しを行います。</p> <p>また、学研都市京都土地開発公社を通じて先行取得しながら、長期間保有し活用が図られていない土地については、有効活用に向けた対策に取り組み、公社の経営環境の改善を図ります。</p>	<p>③外郭団体の見直し</p> <p>(方向性・考え方)</p> <p>外郭団体については、特定の行政需要に対応するため、行政の補完的組織として重要な役割を果たしてきましたが、時代の変化とともに、その役割や存在意義なども変化し、社会情勢への対応や官民の役割分担の明確化など、柔軟な見直しを行う必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>引き続き、それぞれの外郭団体の独立採算に向けた経営改善を支援するとともに、適宜、設立目的に応じた業務内容や補助金等の見直し等を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次大綱と同じ。 ※学研都市京都土地開発公社の事務見直しや土地の買戻し終了により、該当部分を削除。

第3次木津川市行財政改革大綱（素案） 対照表

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>4 公共施設の見直し</p> <p>①公共施設の適正配置と有効活用 (方向性・考え方)</p> <p>公共施設については、提供する各種のサービスと維持管理経費や改修経費のバランスを見極め、適正な配置とする必要があります。</p> <p>また、公共施設に生じた空きスペース等の有効な活用方法も検討する必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>公共施設の適正配置と有効活用にあたっては、『4-②公共施設の計画的な保全管理』『4-③公共施設の民営化、民間委託』の取り組みと併せて、全序的に公共施設の役割や機能、維持管理手法やそのコスト等を含めた総合的な状況を集約した台帳を整備することにより、その最適化とコストの削減を図ります。</p> <p>また、施設の統合による機能集約、機能強化を念頭に置き、位置、利用状況、老朽化度などを総合的に判断し、適正な配置に向けた検討を進めます。</p> <p>余剰施設や施設の空きスペースについては、新たな活用方法を検討するとともに、効果的な活用方法がない施設や老朽化が進み安全性が確保できない施設については、廃止、処分を進めます。</p> <p>②公共施設の計画的な保全管理 (方向性・考え方)</p> <p>公共施設は、市民の共有財産であり、できるだけ長期にわ</p>	<p>4 公共施設の総合管理</p> <p>①公共施設のマネジメント (方向性・考え方)</p> <p>公共施設については、提供する各種のサービスとライフサイクルコストのバランスを見極めた適正な管理に努めるとともに、空きスペース等の有効な活用方法も検討する必要があります。</p> <p>また、今後、公共施設の改修・更新が一時期に集中すれば大きな財政負担となるため、これらの実施にあたっては、計画的な平準化を図っていく必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>公共施設のマネジメントにあたっては、公共施設に係る固定資産台帳も活用しながら、公共施設等総合管理計画に基づき「施設総量の適正化」、「長寿命化の推進」、「サービスの質の維持・向上」に取り組みます。</p> <p>◆木津川市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定） 計画期間：2017（平成29）年度から2046年度 数値目標：公共構築物の保有量（延床面積）を30年間で28%削減を目指す ※30年後には現在の更新費用水準（過去5年間）を上回らない</p> <p>今後、各施設類型による管理に関する基本方針に沿った統廃合や複合化などの再編、『4-②公共施設の民営化、民間委託』などを進めるとともに、余剰施設や施設の空きスペース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画に基づく内容で一體的に変更して記載。 <p>(現行)</p> <p>4 公共施設の見直し 4-①公共施設の適正配置と有効活用 4-②公共施設の計画的な保全管理 ↓ (素案)</p> <p>4 公共施設の総合管理 4-①公共施設のマネジメント</p> <p>※（現行）の②公共施設の計画的な保全管理は、（素案）の①公共施設のマネジメントに統合して記載。</p>

第3次木津川市行財政改革大綱（素案） 対照表

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>たり低コストで活用される必要があります。</p> <p>また、今後、公共施設の改修・更新が一時期に集中すれば、大きな財政負担となるため、計画に基づく平準化を図っていく必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>施設の保全業務を、事後的なものから予防的なものに転換し、機能劣化が起こる前に補修・補強工事を実施するための点検・修繕等の計画策定とその運用を推進し、施設の長寿命化と修繕経費の削減など、ライフサイクルを通じたコストの削減を図ります。</p> <p>また、全庁的に公共施設の更新時期を調整し、その分散を図ります。</p> <p>③公共施設の民営化、民間委託</p> <p>(方向性・考え方)</p> <p>公共施設の管理・運営・整備について、公共性を担保しながら、民間に任せられるものは民間に任せて効率性やサービスの質を高めていく必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>公共施設の管理・運営について、その施設の設置目的を踏まえて、民営化、民間委託、指定管理者制度などの導入を検討・推進することにより、企業、NPO、地域コミュニティなどが有する技術力や活力を活用して、サービスや利用者の利便性の向上と、維持管理経費の削減を図ります。</p> <p>また、大規模な公共施設の整備にあたっては民間の資金や経営能力を活用する手法（PFI事業）を選択肢の一つとし</p>	<p>スについては、新たな活用方法を検討し、効果的な活用方法がない施設や老朽化等により安全性が確保できない施設については、廃止や処分等を進めます。</p> <p>また、施設の維持管理については、橋りょう長寿命化修繕計画や市営住宅ストック総合活用（長寿命化）計画等に基づき、機能劣化が起こる前に補修・補強工事を実施するなど、施設の長寿命化と修繕経費の削減を図ります。</p> <p>②公共施設の民営化、民間委託</p> <p>(方向性・考え方)</p> <p>公共施設の管理・運営・整備については、公共性を担保しながら、民間に任せられるものは民間に任せて効率性やサービスの質を高めていく必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>公共施設の管理・運営については、その施設の設置目的を踏まえて、民営化、民間委託、指定管理者制度などの導入を検討・推進することにより、企業、NPO、地域コミュニティなどが有する技術力や活力を活用して、サービスや利用者の利便性の向上と、維持管理経費の削減を図ります。</p> <p>また、大規模な公共施設の整備にあたっては行政と民間が連携して取り組むPPP（パブリック・プライベート・パー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次大綱と同じ。 ・内閣府の公表内容等に基づき、PPPの表現をベースに変更。 (PFIはPPPに含まれる手法の一つ)

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>て検討します。</p> <p>なお、指定管理者制度や、PFI事業の導入・運用にあたっては、適正で公正な事業運営が行われ、サービスの向上と安全性が確保されるようモニタリング等により十分な確認を行います。</p> <p>5 財政システムの確立</p> <p>①歳入の確保と支出の抑制 (方向性・考え方)</p> <p>安定的な財政基盤を確立するためには、歳入面において、自主財源の中心となる市税収入の向上に努めるほか、受益者負担の適正化など、新たな財源の確保を進める必要があります。</p> <p>また、歳出面においては、『3-①事務事業の見直し』などと併せて、個別の事業の枠を超えた全庁的な取り組みによる支出の抑制を図る必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>市税、各種料金については、事務の共同化等による徴収対策の強化、適切な課税客体の把握、納付方法の拡充などに取り組み、目標に基づく徴収率の向上を図ります。併せて、受益者負担の適正化や、企業誘致、有料広告などによる新たな自主財源の確保に努めます。また、各種事務事業について、国・府等の補助金などが活用できないかの研究を行います。</p> <p>支出の抑制については、事務用品の一括購入、ペーパーレス化、省エネ、公共工事のライフサイクルコストの低減な</p>	<p>トナーシップ（公民連携）／PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）手法を選択肢の一つとして検討します。</p> <p>なお、これらを導入した際は、適正で公正な事業運営が行われ、サービスの向上と安全性が確保されるようモニタリング等を行います。</p> <p>5 行財政システムの確立</p> <p>①歳入の確保と支出の抑制 (方向性・考え方)</p> <p>安定的な財政基盤を確立するためには、歳入面において、自主財源の中心となる市税収入の向上に努めるほか、国や府などの補助金等の活用、受益者負担の適正化など、更なる財源の確保を進める必要があります。</p> <p>また、歳出面においては、『3-①事務事業の見直し』はもとより、個別の事業の枠を超えた全庁的な取り組みを通じた支出の抑制を図る必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>市税、各種料金については、事務の共同化等による徴収対策の強化、適切な課税客体の把握、債権管理条例に基づく税外債権滞納対策プロジェクトチームの推進、納付方法の拡充などにより、目標に基づく徴収率の向上を図ります。</p> <p>併せて、受益者負担の適正化や、企業誘致、有料広告などによる新たな自主財源の確保に努めるとともに、各種事務事業の実施にあたっては、国・府などの補助金が活用できないか調査し、可能な限り市単費支出の削減に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国府補助金等の活用を記載。

第3次木津川市行財政改革大綱（素案） 対照表

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>ど、全般的な経費の見直しを行います。</p> <p>②入札・契約制度の適正運用 (方向性・考え方)</p> <p>入札・契約については、引き続きその過程・内容の透明性の確保、様々な評価指標を用いた総合評価方式の導入などによる公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保などを図っていく必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>入札・契約の透明性、公正・公平性、競争性、効率性を高めるとともに、時代の要請に応じて市として果たすべき役割を検討し、新たな入札・契約制度の導入・運用や諸手続の合理化、簡素化などの改善を進めます。</p> <p>③未利用、低利用資産の有効活用 (方向性・考え方)</p> <p>市有財産は市民の貴重な財産であり、未利用のまま保有しておくことにより、維持管理費が必要になるとともに、税収等を得る機会を逸失するため、売却を含めた利活用方法を検討する必要があります。</p>	<p>また、事務用品の一括購入、ペーパーレス化、省エネなどの内部管理に係る徹底した経費削減や、公共工事のライフサイクルコストの低減など、常に自らの足元を見つめながら継続した全般的な経費の見直しを行うとともに、『5-④予算編成の改革』による限られた財源の効果的な配分など、細部まで見渡した支出の抑制を図ります。</p> <p>②入札・契約制度の適正運用 (方向性・考え方)</p> <p>入札・契約については、引き続き、その過程・内容の透明性の確保、様々な評価指標を用いた総合評価方式の導入などによる公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保などを図っていく必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>電子入札の全面実施により、入札・契約の透明性、公正・公平性、競争性、効率性等を高めるとともに、時代の要請に応じて市が果たすべき役割を検討しながら、適正な執行を行います。</p> <p>③未利用、低利用資産の有効活用 (方向性・考え方)</p> <p>市有財産は市民の貴重な財産であり、未利用のまま保有しておくことにより、維持管理費が必要になるとともに、税収等を得る機会を逸失するため、売却を含めた利活用を積極的に進める必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内部管理の徹底や効果的な予算編成手法の実施などを記載。 ・第2次大綱と同じ。 ・電子入札の全面実施を記載。 ・「検討」から「積極的に進める」に変更。

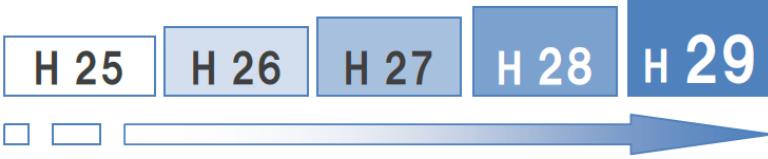
第3次木津川市行財政改革大綱（素案） 対照表

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>(行うべき取り組み)</p> <p>未利用、低利用資産について、行政財産としての利用可能性を精査し、その可能性があるものについては積極的かつ速やかな活用を図り、その可能性が低いものについては、適宜、処分を進めます。</p> <p>④予算編成の改革 (方向性・考え方)</p> <p>市民ニーズや新たな行政課題に速やかに対応できる、効果的かつ効率的な予算編成を行うためには、事業のスクラップアンドビルトを柔軟に行える予算編成の仕組みをつくる必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>各部局に一般財源を配分して予算編成を行う枠配分方式の予算編成制度など、『3-①事務事業の見直し』の促進と、限られた財源の効果的な配分に取り組みます。</p> <p>⑤地方公営企業会計、特別会計等の見直し (方向性・考え方)</p> <p>地方公営企業会計、特別会計等については、事業を行うための経費を、その事業に係る特定の収入をもって充てるという独立採算の原則に鑑み、経費の削減、効率化、受益者負担の見直し等により、一般会計からの繰出金の縮減を図る必要</p>	<p>(行うべき取り組み)</p> <p>未利用、低利用資産について、行政財産としての利用可能性を精査し、その可能性があるものについては積極的かつ速やかな活用を図り、その可能性が低いものについては、適宜、処分を進めます。</p> <p>また、売却にあつては、インターネット売払システムを積極的に活用するなど、広域的かつ効率的な手法により、契約の成立に努めます。</p> <p>④予算編成の改革 (方向性・考え方)</p> <p>市民ニーズや新たな行政課題に速やかに対応できる、効果的かつ効率的な予算編成を行うためには、事業のスクラップアンドビルトなどを柔軟に行える予算編成の仕組みをつくる必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>各部局に一般財源を配分して予算編成を行う枠配分方式はもとより、限られた財源をより効果的に配分するために、更に有効な手法の検討を進めます。</p> <p>⑤地方公営企業会計、特別会計等の見直し (方向性・考え方)</p> <p>地方公営企業会計、特別会計等については、事業を行うための経費を、その事業に係る特定の収入をもって充てるという独立採算の原則に鑑み、経費の削減、効率化、受益者負担の見直し等により、一般会計からの繰出金の縮減を図る必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット売払システムの導入を記載。 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次大綱と同じ。 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次大綱と同じ。 ※一部の表現変更。 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次大綱と同じ。

第3次木津川市行財政改革大綱（素案） 対照表

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>があります。</p> <p>また、市が加入する一部事務組合についても、適正で効率的な運営を進め、一般会計からの負担金の縮減を図る必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>(ア) 地方公営企業の見直し</p> <p>地方公営企業については、企業体としての経営管理基盤を強化し、公共性と効率性の観点から中長期的視野に立った経営手法を確立するとともに、企業会計を支える料金体系・使用料の適正化を進め、収入の確保に努めます。</p> <p>(イ) 特別会計の見直し</p> <p>国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計については、今後も制度改正や社会経済状勢の影響が見込まれるため、保険税、保険料、使用料等の適正化を進め、環境の変化に対応できる体制の整備と財政の安定化に努めます。</p> <p>(ウ) 一部事務組合の改革</p> <p>一部事務組合については、その行政目的を効果的に達成する方法を検討し、あり方や事務事業の効率化、負担金の適正化などについて、積極的に他の構成市町村との協議を進めます。</p>	<p>があります。</p> <p>また、市が加入する一部事務組合についても、適正で効率的な運営を進め、一般会計からの負担金の縮減を図る必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>(ア) 地方公営企業の改革</p> <p>地方公営企業については、企業体としての経営管理基盤を強化し、公共性と効率性の観点から中長期的視野に立った経営手法を確立するとともに、企業会計を支える料金体系・使用料の適正化を進め、収入の確保に努めます。</p> <p>(イ) 特別会計の見直し</p> <p>国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計については、平成30年度の施行準備が進められている国民健康保険制度改革や今後の介護保険制度の改定等の動きも見極めながら、保険税、保険料等の適正化を進めるとともに、社会情勢の変化に対応できる体制の整備と財政の安定化に努めます。</p> <p>(ウ) 一部事務組合の改革</p> <p>一部事務組合については、その行政目的を効果的に達成する方法を検討し、そのあり方や事務事業の効率化、負担金の適正化などについて、引き続き、他の構成市町村との協議を進めます。</p> <p>また、相楽郡西部塵埃処理組合については、新クリーンセンター（環境の森センター・きづがわ）の稼働に合わせて、効率的かつ円滑な組織体制の構築を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次大綱と同じ。 ・国保改革や介護保険改定の動きを記載。 ・新クリーンセンター稼働に伴う体制変更等を記載。

第3次木津川市行財政改革大綱（素案） 対照表

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>V 行財政改革の進め方</p> <p>1 行財政改革の計画期間 この大綱の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。</p> <p></p> <p>2 行財政改革の推進体制 木津川市の行財政改革を計画的かつ全序的に推進するため、次の2つの組織を置きます。</p> <p>「木津川市行財政改革推進本部」 市長を本部長とする、全序的な行財政改革の推進の核となる組織 根拠規定：木津川市行財政改革推進本部設置規程（平成20年木津川市訓令第5号）</p> <p>「木津川市行財政改革推進委員会」 公募市民・各分野の有識者を委員とする、木津川市の行財政改革推進のための諮問機関 根拠規定：木津川市行財政改革推進委員会条例（平成19年条例第231号）</p>	<p>IV 行財政改革の進め方</p> <p>1 計画期間 この大綱の計画期間は、2018（平成30）年度から2022年度までの5年間とします。</p> <p>2 推進体制 木津川市の行財政改革を計画的かつ全序的に推進するため、次の2つの組織を置きます。</p> <p>「木津川市行財政改革推進本部」 市長を本部長とする、全序的な行財政改革の推進の核となる組織 根拠規定：木津川市行財政改革推進本部設置規程（平成20年木津川市訓令第5号）</p> <p>「木津川市行財政改革推進委員会」 公募市民・各分野の有識者を委員とする、木津川市の行財政改革推進のための諮問機関 根拠規定：木津川市行財政改革推進委員会条例（平成19年条例第231号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1、2次大綱と同じ く5年間とする。 ・第2次大綱と同じ。

第2次木津川市行財政改革大綱（現行）	第3次木津川市行財政改革大綱（素案）	変更点等メモ
<p>3 実施及び進捗管理</p> <p>行財政改革の実施と進捗管理のため、大綱に基づいて、可能な限り数値目標を定めた行財政改革行動計画を策定し、計画的な取り組みを進めます。</p> <p>この行動計画については、わかりやすい評価基準を設けて毎年度その進捗状況を点検、確認します。</p> <p>また、社会経済情勢の変化や、庁内で実施する事務事業評価、外部の視点から実施する事業仕分けの結果等に留意して速やかに対応できるよう追加、修正を行うこととします。</p> <p>特に全庁的な取り組みが必要な項目については、毎年度、重点項目を定めて庁内の検討会議を設け、着実な進行を図ります。</p> <p>こうした行財政改革の推進にあたっては、全ての職員がその必要性を認識することが不可欠であり、庁内の意識向上に向けた各種の取り組みを行います。</p> <p>なお、行動計画の進捗状況とその評価については、「木津川市行財政改革推進委員会」に報告し、意見を求めるとともにホームページなどにより広く市民に公表します。</p>	<p>3 実施及び進捗管理</p> <p>行財政改革の実施と進捗管理のため、大綱に基づいて、可能な限り数値目標を定めた行財政改革行動計画を策定し、計画的な取り組みを進めます。</p> <p>この行動計画については、わかりやすい評価基準を設けて毎年度その進捗状況を点検、確認します。</p> <p>また、社会経済情勢の変化や、庁内で実施する事務事業評価の結果、外部の視点からの意見や評価等を幅広く取り入れ、速やかに対応するための項目の追加や修正を行います。</p> <p>更に、特に重要な項目として全庁的な取り組みが必要な場合は、部局を超えた横断的な協議による着実な進行を図ります。</p> <p>こうした行財政改革の推進にあたっては、全ての職員がその必要性を認識することが不可欠であり、引き続き、庁内の意識向上に向けた各種研修や情報発信等の取り組みを行います。</p> <p>なお、行動計画の進捗状況とその評価については、「木津川市行財政改革推進委員会」に報告し、意見を求めるとともに、他の取り組み状況等につきましても、ホームページや広報紙などを活用しながら、広く市民に公表します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次大綱と同じ。 ※一部の表現変更。

第3次 木津川市行財政改革大綱

(素案イメージ)

平成29年8月

財政課 行財政改革推進室作成

目 次

I 更なる行財政改革に向けて

- 1 第3次大綱策定の必要性
- 2 これまでの取り組み

II 基本理念

- 1 3つの基本理念が目指すもの
- 2 計画の体系・イメージ

III 重点改革項目

- 1 協働の市政の推進
- 2 行財政運営体制の改革
- 3 事務事業の見直し
- 4 公共施設の総合管理
- 5 行財政システムの確立

IV 行財政改革の進め方

- 1 計画期間
- 2 推進体制
- 3 実施及び進捗管理

I 更なる行財政改革に向けて

1 第3次大綱策定の必要性

本市は、平成19年3月12日の市制施行から今日まで、国の三位一体改革やリーマンショックといった当時の社会情勢に加え、全国的に加速する少子高齢化などを背景とした、厳しい状況下での市政運営を求められてきました。

このため、市では平成20年6月に「木津川市行財政改革大綱並びに推進計画（計画期間：平成20年度から平成24年度）」を、続く平成25年2月には「第2次木津川市行財政改革大綱（計画期間：平成25年度から平成29年度）」を策定し、それぞれ具体的な行動計画（アクションプラン）に基づきながら、不断の行財政改革を推進してきました。

しかしながら、全国的に人口減少や少子高齢化が加速する中、現在は全国にも稀な人口増加を示している本市にあっても、生産年齢層の減少や扶助費の増大など、これらの影響による財政硬直化が表れてきており、その影響の拡大は避けて通れない状況にあります。

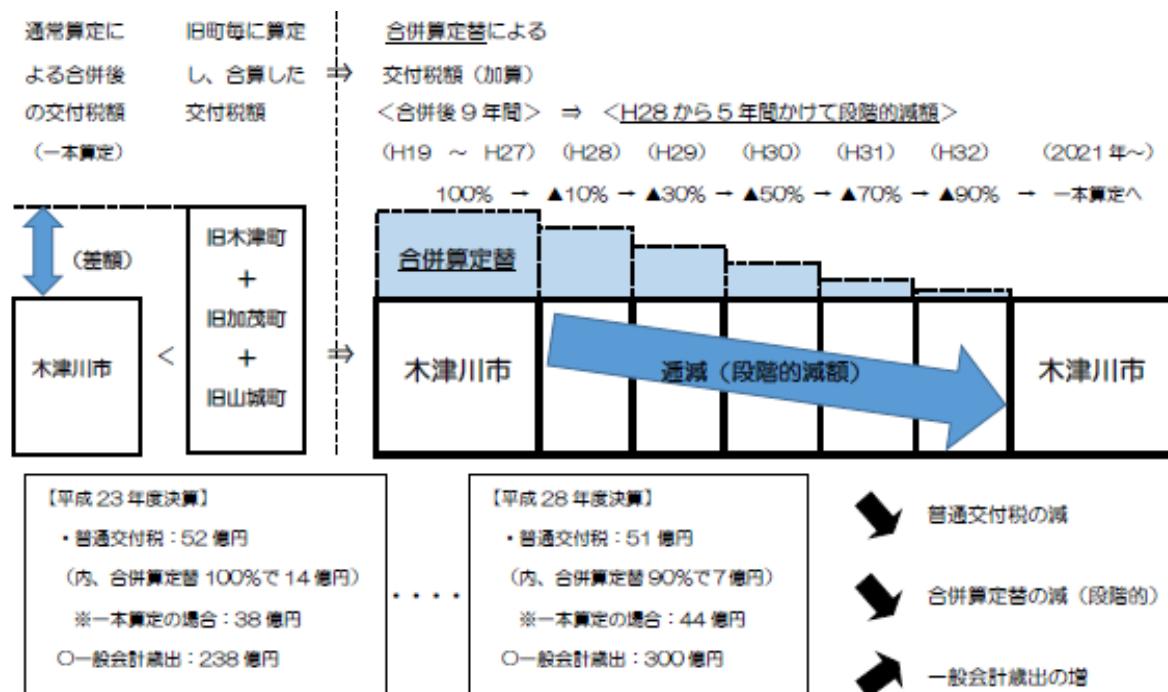
また、本市におきましては、一定期間、合併自治体に対する有利な特例措置（普通交付税合併算定替）を受けることができますが、平成28年度から始まった合併算定替の段階的減額（遅減）が平成32年度で終了となることから、今後の歳入減・歳出増に加えて、現状と比較して約7億円の合併算定替減少分への対応が必要となります。

このように、本市を取り巻く環境は一層厳しくなることが不可避であると予測され、市の将来を見据えた持続可能な行財政基盤の構築が急務であることから、第2次大綱計画期間終了後の平成30年度以降におきましても、これまでの行財政改革の考え方や基本理念を継承しつつ、内容をより充実させた「第3次木津川市行財政改革大綱」を策定し、子や孫の未来につなぐ取り組みを継続する必要があるものです。

普通交付税合併算定替とは

合併後の一定期間に限り、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税額の合算額（合併後算定【一本算定】額との差額分）を保障する制度で、本市では平成19年度から平成27年度までの9年間は満額適用され、その後5年間かけて徐々に減額（逓減）されることになります。

なお、これまでの合併自治体による要望活動なども踏まえた国の制度改正によりまして、平成23年度には約14億円であった合併算定替の影響額（差額）は、逓減開始となった平成28年度で約7億円程度まで縮減してきましたが、2021年度の一本算定までに、年々減少するこの影響額に対応するための取り組みを進めなければなりません。



2 これまでの取り組み

市ではこれまで、市長の諮問機関として公募市民や有識者で構成する「木津川市行財政改革推進委員会」を設置し、同委員会からの答申に基づく、2度の「行財政改革大綱」や「行動計画」を策定しながら、取り組みを進めてきました。

これらの取り組みにより、当初の大綱計画期間（平成20年度から平成24年度）の5年間累計で約37億5千万円、また、第2次大綱計画期間中ではありますが、平成25年度から平成28年度の4年間累計で約18億9千万円の財政効果を生み出すことができました。

加えて、平成21年度からは行財政改革推進委員会委員を仕分け人とする「事業仕分け」を実施し、外部目線による評価（仕分け結果）を通じた事務事業の見直しにつなげました。

しかし一方では、全ての行動計画目標が十分に達成できたわけではなく、調査や検討の継続で具体的な取り組みに至らなかった事業もあり、市議会や行財政改革推進委員会からは、進捗管理や評価が曖昧ではないかといった意見をいただくなど、課題の残る部分もありました。

◆木津川市行財政改革大綱並びに推進計画・行動計画<平成20年度～平成24年度>

・重点改革項目の取組総括（123項目）

S：計画以上に進捗した (5項目)

A：計画通り進捗した (66項目)

B：概ね計画どおり進捗した (43項目)

C：計画通り進捗しなかった (9項目)

財政効果額：約37億5千万円 ※5年間累計

◆第2次木津川市行財政改革大綱・行動計画<平成25年度～平成29年度>

・重点改革項目数（126項目※平成28年度末時点）

財政効果額：約18億9千万円 ※4年間累計

◆事業仕分け<平成21年度～平成28年度（平成24年度は未実施）>

・事業仕分け項目（計9回・39事業）

不要：5事業

国・府実施：1事業

市実施改善（内容・規模）：32事業

市実施（現行どおり）：1事業

市長への提言 ⇒ 事務事業の改善・検討

II 基本理念

- 市民と共に創る、協働の自治体
- 豊かなアイデアで、改革する自治体
- 簡素で効率的な、持続する自治体

1 3つの基本理念が目指すもの

『I－1 第3次大綱策定の必要性』でも述べたとおり、全国的に加速する少子高齢化や人口減少、また、超高齢社会となった社会情勢を背景とする社会保障費の増大など、地方自治体を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

これは合併以降、全国でも稀な人口増加を続けている本市においても、決して例外ではありません。

併せて、平成32年度の普通交付税合併算定替終了を踏まえた遞減対策を講じつつ、簡素で効率的な行政運営のもと、市民に信頼され、共に行動することができる施策の実施や組織の構築が必要です。

そこで、これらの実現に向けた3つの基本理念に基づき、更に徹底した行財政改革の取り組みを進めます。

○ 市民と共に創る、協働の自治体

市制施行10年を経て、更なる飛躍を目指す本市において、将来に渡り、その時々における社会情勢等を踏まえた多種多様な市民ニーズに対応するためには、行政が一方的に進めるばかりでは、市民との信頼関係や一体感が構築できず、ひいては、十分な成果につながらないといった懸念も生じます。

そのため、市の現状や考えを市民に伝え、広く市民参画の機会を確保するなど、透明性の高い開かれた市政を推進するとともに、行政と市民が互いに知恵や力を出し合いながら創り上げる、市民との協働によるまちづくりを目指します。

○ 豊かなアイデアで、改革する自治体

市が直面する課題はもとより、変化の激しい社会経済情勢等に的確に対応するためには、柔軟で多彩なアイデアにより行動できる職員が、その能力をいかんなく発揮し、速やかに「まちづくり」につなげられる組織づくりが必要です。

そのため、必要な人材（人財）の確保や人事評価制度に基づく人事管理・育成に努めながら、市職員定数の管理や組織機構の見直しを継続するとともに、簡素で効率的な行財政運営体制の実現に向けた改革を目指します。

○ 簡素で効率的な、持続する自治体

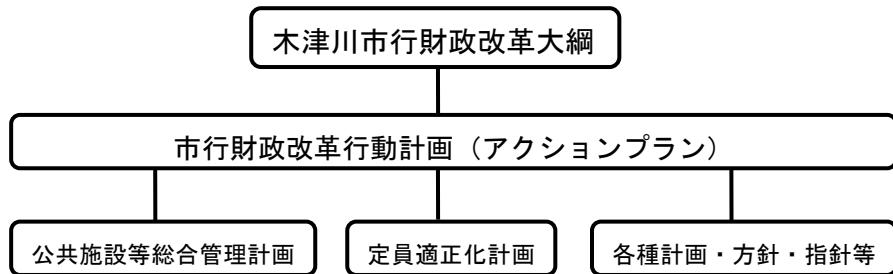
関西文化学術研究都市開発に伴うニュータウン整備などを進めてきた本市は、新旧市街地における子育て世代から高齢世代まで、幅広い市民ニーズに対応する必要があります。

そこで、限りある財源を最大限、効果的かつ効率的に運用するため、真に市民が必要としている事務事業を見極め、ムダのない事業を行うことで、「新しく住みたい」・「住んで良かった」・「ずっと住み続けたい」と考えていただける施策の展開を目指します。

併せて、持続可能な行財政基盤を維持するため、普通交付税合併算定替遞減対策を踏まえた、歳入・歳出面での改革はもとより、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新や長寿命化・統廃合等を進め、健全で自立性の高い行財政システムの確立を目指します。

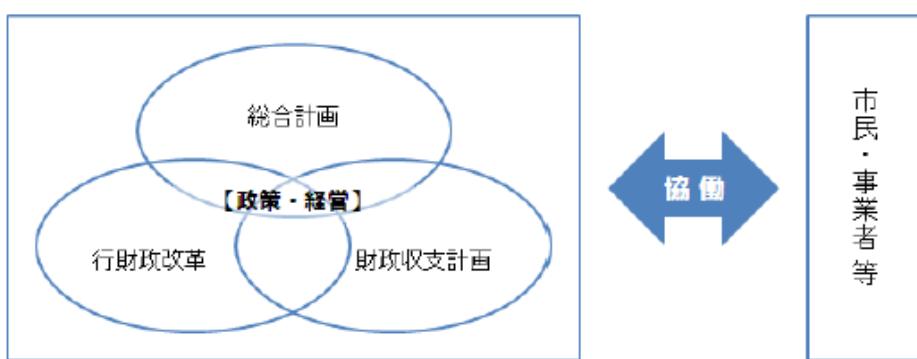
2 計画の体系・イメージ

○行財政改革関連計画体系



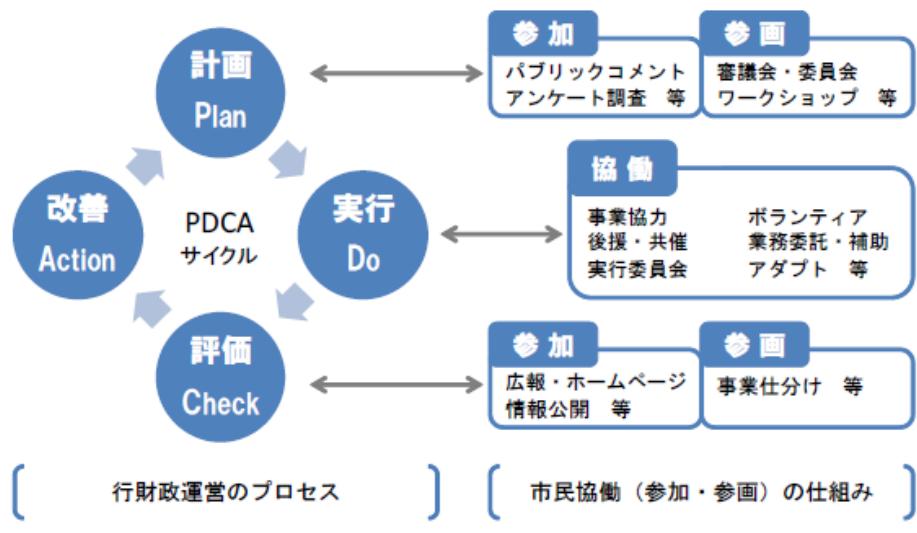
○行財政運営のイメージ

木津川市のまちづくりの基本となり、目指す都市像の実現に向けて事業を展開する「総合計画」、その事業費用の財政的な裏付けとなる「財政収支計画」、それら2つの計画差、つまり財政的に不足する部分を埋める「行財政改革」、これら3つの「政策・経営」を一体化するとともに、市民・事業者等との協働による行財政運営を行います。



※上記の図の3つの楕円の重なり部分は、「政策・経営」手段やその手法

○行財政運営のプロセスと市民協働（参加・参画）の仕組み



III 重点改革項目

3つの基本理念に基づき、次の5項目を重点改革項目として位置づけ、取り組みを行っていくものとします。

- 1 協働の市政の推進
- 2 行財政運営体制の改革
- 3 事務事業の見直し
- 4 公共施設の総合管理
- 5 行財政システムの確立

なお、それぞれの重点改革項目には、より具体的な小項目を設け、行財政改革の「方向性・考え方」と、これから「行うべき取り組み」を示します。

1 協働の市政の推進

①市民との協働によるまちづくり

(方向性・考え方)

多様化する市民ニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現するためには、市民、コミュニティ組織、NPO、企業など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取り組みについて、実情に応じて積極的に支援・推進する必要があります。

(行うべき取り組み)

行政と市民、コミュニティ組織、NPO、企業などが公共的目的を共有し、相互に連携・分担する仕組みづくりと、市民等への支援施策の充実を進めるとともに、市民協働を実現するために必要な、職員一人ひとりの意識改革に積極的に取り組みます。

②開かれた市民参加・参画の推進

(方向性・考え方)

市民に信頼される開かれた市政を推進するためには、市民と行政がまちづくりのビジョンや施策などの情報を共有し対話できる環境や、市の意思形成過程に市民が関わる仕組みが必要です。

また、市民への説明責任を果たし、行政の透明性・公正性を向上する仕組みをつくる必要があります。

(行うべき取り組み)

広報紙やホームページをはじめ、様々な手法を通じて、財政状況や行財政改革の取り組みなど、市民が市の現状を把握できる情報をわかりやすく公開するとともに、行政の活動について計画段階から積極的な情報提供を行います。

また、行政評価制度、情報公開制度、パブリックコメント制度等の充実に取り組むとともに、市民との対話、市民参画による検討の機会を確保するなど、市民が市政に参加・参画しやすい環境づくりを推進します。

2 行財政運営体制の改革

①人材育成の推進と職員・組織の意識改革

(方向性・考え方)

今後、市町村は、事業やサービスの直接的な「担い手」から、企画立案、調整、管理を担う「制度設計者・管理者」としての役割が一層高まるとともに、従来、都道府県が担っていた専門的な行政サービスを提供することとなり、これに対応できる能力と「やる気」を持った職員を育成する必要があります。

また、より効率の良い事務処理、低コストで質の高いサービスや施策の実施方法の検討など、職員の生産性を高めていく必要があります。

(行うべき取り組み)

平成25年11月に決定した「職員人材育成基本方針」に基づき、人材育成と適正な人事配置や給与面への反映も含めた人事管理や評価とともに、各種研修の実施、業務プロセスの改善、事務マニュアルの作成などにより、職員の企画、調整、管理能力と生産性の向上、組織風土の改善に努めます。

併せて、職員一人ひとりが、高い意識を持った中で目標設定等を行い、業務を遂行する中で生まれる多様なアイデアを各種事務事業の改善につなげられるような意識改革や、自己啓発に取り組みやすい支援体制を構築し、できない理由をさがすのではなく、どうしたらできるのかを考え問題を克服していく、「気づき」と「やる気」に溢れ、問題解決力を発揮する職員の育成に努めます。

②組織改革

(方向性・考え方)

行政が効果的かつ効率的に事務事業を処理するためには、政策目標や社会の動きに対応できる、簡素な組織体制となる必要があります。

(行うべき取り組み)

政策や施策・事務事業のまとめ、社会の動きに対応した組織編成にするとともに、

市民ニーズや行政課題への、速やかな意思決定・対応の観点から、職務実態に応じて職員一人ひとりの責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化された、市民にわかりやすいフラットな組織を編成します。

併せて、市が設置する審議会等につきましても、その必要性を確認し、設置目的が達成されたものや類似するものについては、廃止・統合を進めます。

③定員管理の適正化

(方向性・考え方)

責任ある質の高い行政サービスに必要な職員を安定的に確保する一方で、適正な職員規模については常に検討が必要であり、今後の行政需要の動向等も勘案しながら、最適な定員管理を行う必要があります。

また、平成32年度に施行される、地方公務員法及び地方自治法の改正を見据え、嘱託・臨時職員の任用や手当等の見直しとともに、適正な人員配置のあり方を検討します。

(行うべき取り組み)

定員管理にあたっては、行動計画に基づく各種の取組状況等を踏まえ、職員の年齢構成などにも留意しながら、定員適正化計画に基づいた職員数の適正化に取り組みます。

◆第2次木津川市定員適正化計画（平成26年6月策定）

計画期間：平成26年4月1日から平成30年4月1日

対象職員：一般職の常勤の職員（再任用常勤職員含む）

※臨時、非常勤職員及び再任用短時間勤務職員を除く。

目標数値：平成26年時の水準（501名）を、今後5年間（平成30年まで）維持していく。

併せて、行政需要に応じた職員の適正配置に努めるとともに、行政効率を高めるため、引き続き、京都府・他市町村との事務事業の共同化などに取り組みます。

④総人件費の抑制

(方向性・考え方)

市職員の給与水準は、人事院勧告に準拠して官民格差の是正を行っていますが、引き続き適正な水準の維持に努める必要があります。

また、働き方改革により長時間労働の抑制等が示された一方で、地方公務員法及び地方自治法の改正により、嘱託・臨時職員の任用や手当等の見直しが必要なことから、

必要以上の総人件費増加につながらないよう、適正な配置と活用に努めます。

(行うべき取り組み)

今後も公務員制度の動向に留意し、業務の性格や内容を踏まえつつ、給与に係る制度・運用・水準の適正化を進めるとともに、ノー残業デーの徹底等による時間外勤務の削減などにより、総人件費を抑制します。

なお、地方公務員法及び地方自治法の改正による嘱託・臨時職員の任用や手当等の見直しに伴い、総人件費の増加が見込まれますが、適正な任用や配置により最小限の影響となるよう検討します。

⑤電子自治体の推進

(方向性・考え方)

社会のIT化が急速に進む中で、市民の利便性の向上や業務の効率化に高い効果が期待できる電子自治体を推進していく必要があります。

(行うべき取り組み)

情報セキュリティの確保と費用対効果に十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナンバーカード、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利活用に積極的に取り組みます。

また、電子自治体業務や各種様式の標準化・共同化により、低廉な経費で高い水準の運用が実現できるよう取り組むとともに、共同化できない業務についても、システムとコストのバランスの最適化に取り組みます。

併せて、適宜、情報セキュリティポリシーの改定や職員のIT能力の向上を図り、最新・最適な対策と業務の効率化を進めます。

⑥法令遵守（コンプライアンス）の推進

(方向性・考え方)

市の事務事業は、法令等に適合し、透明で公正に執行されなければなりません。引き続き法令遵守のもと、万一、不適切な事象等が発生した場合は原因の究明を行い、速やかに対応・改善する必要があります。

(行うべき取り組み)

職員倫理条例・規則、職員に対する不当な働きかけの記録制度などを適正に運用し、確固たる体制を維持します。

⑦地方債・借入金・公金の適正管理

(方向性・考え方)

持続可能な自治体であるためには、地方債・借入金・公金について、経済の動きに留意しつつ、適正な管理を行う必要があります。

(行うべき取り組み)

必要以上の借入を抑制し、債務負担が過度にならないよう地方債の適正管理に努めます。

また、公金については、様々なリスクを考慮しながら、安全かつ効率的な管理に努めます。

3 事務事業の見直し

①事務事業の見直し

(方向性・考え方)

すべての事務事業について、今、行政が担うべきものか、効率的に実施されているかを確認し、実施の妥当性の低いものの見直しを含め、事務事業全般の効率化を進める必要があります。

(行うべき取り組み)

すべての事務事業について、目的、手段、間接コストを含めた経費とその成果（評価）を見える化した事務事業評価を継続し、事業実施の妥当性や効率性を確認するとともに、P D C A サイクルに基づく見直しを実施します。

また、これらの評価や検証等にあっては、事業仕分けに限らず、行財政改革推進委員会をはじめとした、外部の視点からの意見や評価等を幅広く取り入れるための効果的な仕組みを検討します。

なお、事務事業の見直しにあっては、国の財政支援に係る動向等も注視しながら、幅広く民間活力の導入なども含めた見直しを検討するとともに、新規・拡充事業の実施にあたっては、内容の妥当性、他制度との類似性やスクラップアンドビルト、将来的な負担などを十分検証し、各種経費の徹底した削減と歳入の増加に取り組みます。

②補助金等・団体支援の見直し

(方向性・考え方)

補助金等の支出や各種団体の支援については、時代と社会に適合した真に必要なものか、またその内容が適正かを確認し、実施する必要があります。

(行うべき取り組み)

補助金については、「公益性」の観点から整理した交付基準に基づく確認を行い、

所期の目的やその役割が終了しているもの、効果の薄いもの、社会経済情勢の変化に伴って必要性が変化したものなどの減額・廃止を行うなど、支出の適正化を進めます。

また、各種団体に対して、それぞれの活動内容や事業の特性等を見極め、自主的運営に向けた支援に努めます。

③外郭団体の見直し

(方向性・考え方)

外郭団体については、特定の行政需要に対応するため、行政の補完的組織として重要な役割を果たしてきましたが、時代の変化とともに、その役割や存在意義なども変化し、社会情勢への対応や官民の役割分担の明確化など、柔軟な見直しを行う必要があります。

(行うべき取り組み)

引き続き、それぞれの外郭団体の独立採算に向けた経営改善を支援するとともに、適宜、設立目的に応じた業務内容や補助金等の見直し等を行います。

4 公共施設の総合管理

①公共施設のマネジメント

(方向性・考え方)

公共施設については、提供する各種のサービスとライフサイクルコストのバランスを見極めた適正な管理に努めるとともに、空きスペース等の有効な活用方法も検討する必要があります。

また、今後、公共施設の改修・更新が一時期に集中すれば大きな財政負担となるため、これらの実施にあっては、計画的な平準化を図っていく必要があります。

(行うべき取り組み)

公共施設のマネジメントにあたっては、公共施設に係る固定資産台帳も活用しながら、公共施設等総合管理計画に基づき「施設総量の適正化」、「長寿命化の推進」、「サービスの質の維持・向上」に取り組みます。

◆木津川市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）

計画期間：2017（平成29）年度から2046年度

数値目標：公共構築物の保有量（延床面積）を30年間で28%削減を目指す

※30年後には現在の更新費用水準（過去5年間）を上回らない

今後、各施設類型による管理に関する基本方針に沿った統廃合や複合化などの再編、

『4-②公共施設の民営化、民間委託』などを進めるとともに、余剰施設や施設の空きスペースについては、新たな活用方法を検討し、効果的な活用方法がない施設や老朽化等により安全性が確保できない施設については、廃止や処分等を進めます。

また、施設の維持管理については、橋りょう長寿命化修繕計画や市営住宅ストック総合活用（長寿命化）計画等に基づき、機能劣化が起こる前に補修・補強工事を実施するなど、施設の長寿命化と修繕経費の削減を図ります。

②公共施設の民営化、民間委託

（方向性・考え方）

公共施設の管理・運営・整備については、公共性を担保しながら、民間に任せられるものは民間に任せて効率性やサービスの質を高めていく必要があります。

（行うべき取り組み）

公共施設の管理・運営については、その施設の設置目的を踏まえて、民営化、民間委託、指定管理者制度などの導入を検討・推進することにより、企業、NPO、地域コミュニティなどが有する技術力や活力を活用して、サービスや利用者の利便性の向上と、維持管理経費の削減を図ります。

また、大規模な公共施設の整備にあたっては行政と民間が連携して取り組むPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）／PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）手法を選択肢の一つとして検討します。

なお、これらを導入した際は、適正で公正な事業運営が行われ、サービスの向上と安全性が確保されるようモニタリング等を行います。

5 行財政システムの確立

①歳入の確保と支出の抑制

（方向性・考え方）

安定的な財政基盤を確立するためには、歳入面において、自主財源の中心となる市税収入の向上に努めるほか、国や府などの補助金等の活用、受益者負担の適正化など、更なる財源の確保を進める必要があります。

また、歳出面においては、『3-①事務事業の見直し』はもとより、個別の事業の枠を超えた全庁的な取り組みを通じた支出の抑制を図る必要があります。

（行うべき取り組み）

市税、各種料金については、事務の共同化等による徴収対策の強化、適切な課税客体の把握、債権管理条例に基づく税外債権滞納対策プロジェクトチームの推進、納付方法の拡充などにより、目標に基づく徴収率の向上を図ります。

併せて、受益者負担の適正化や、企業誘致、有料広告などによる新たな自主財源の確保に努めるとともに、各種事務事業の実施にあっては、国・府などの補助金が活用できないか調査し、可能な限り市単費支出の削減に努めます。

また、事務用品の一括購入、ペーパーレス化、省エネなどの内部管理に係る徹底した経費削減や、公共工事のライフサイクルコストの低減など、常に自らの足元を見つめながら継続した全般的な経費の見直しを行うとともに、『5-④予算編成の改革』による限られた財源の効果的な配分など、細部まで見渡した支出の抑制を図ります。

②入札・契約制度の適正運用

(方向性・考え方)

入札・契約については、引き続き、その過程・内容の透明性の確保、様々な評価指標を用いた総合評価方式の導入などによる公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保などを図っていく必要があります。

(行うべき取り組み)

電子入札の全面実施により、入札・契約の透明性、公正・公平性、競争性、効率性等を高めるとともに、時代の要請に応じて市が果たすべき役割を検討しながら、適正な執行を行います。

③未利用、低利用資産の有効活用

(方向性・考え方)

市有財産は市民の貴重な財産であり、未利用のまま保有しておくことにより、維持管理費が必要になるとともに、税収等を得る機会を逸失するため、売却を含めた利活用を積極的に進める必要があります。

(行うべき取り組み)

未利用、低利用資産について、行政財産としての利用可能性を精査し、その可能性があるものについては積極的かつ速やかな活用を図り、その可能性が低いものについては、適宜、処分を進めます。

また、売却にあっては、インターネット売払システムを積極的に活用するなど、広域的かつ効率的な手法により、契約の成立に努めます。

④予算編成の改革

(方向性・考え方)

市民ニーズや新たな行政課題に速やかに対応できる、効果的かつ効率的な予算編成を行うためには、事業のスクラップアンドビルなど柔軟に行える予算編成の仕組みをつくる必要があります。

(行うべき取り組み)

各部局に一般財源を配分して予算編成を行う枠配分方式はもとより、限られた財源をより効果的に配分するために、更に有効な手法の検討を進めます。

⑤地方公営企業会計、特別会計等の見直し

(方向性・考え方)

地方公営企業会計、特別会計等については、事業を行うための経費を、その事業に係る特定の収入をもって充てるという独立採算の原則に鑑み、経費の削減、効率化、受益者負担の見直し等により、一般会計からの繰出金の縮減を図る必要があります。

また、市が加入する一部事務組合についても、適正で効率的な運営を進め、一般会計からの負担金の縮減を図る必要があります。

(行うべき取り組み)

(ア) 地方公営企業の改革

地方公営企業については、企業体としての経営管理基盤を強化し、公共性と効率性の観点から中長期的視野に立った経営手法を確立するとともに、企業会計を支える料金体系・使用料の適正化を進め、収入の確保に努めます。

(イ) 特別会計の見直し

国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計については、平成30年度の施行準備が進められている国民健康保険制度改革や今後の介護保険制度の改定等の動きも見極めながら、保険税、保険料等の適正化を進めるとともに、社会情勢の変化に対応できる体制の整備と財政の安定化に努めます。

(ウ) 一部事務組合の改革

一部事務組合については、その行政目的を効果的に達成する方法を検討し、そのあり方や事務事業の効率化、負担金の適正化などについて、引き続き、他の構成市町村との協議を進めます。

また、相楽郡西部塵埃処理組合については、新クリーンセンター（環境の森センター・きづがわ）の稼働に合わせて、効率的かつ円滑な組織体制の構築を図ります。

IV 行財政改革の進め方

1 計画期間

この大綱の計画期間は、2018（平成30）年度から2022年度までの5年間とします。

2 推進体制

木津川市の行財政改革を計画的かつ全庁的に推進するため、次の2つの組織を置きます。

「木津川市行財政改革推進本部」

市長を本部長とする、全庁的な行財政改革の推進の核となる組織

根拠規定：木津川市行財政改革推進本部設置規程（平成20年木津川市訓令第5号）

「木津川市行財政改革推進委員会」

公募市民・各分野の有識者を委員とする、木津川市の行財政改革推進のための諮問機関

根拠規定：木津川市行財政改革推進委員会条例（平成19年条例第231号）

3 実施及び進捗管理

行財政改革の実施と進捗管理のため、大綱に基づいて、可能な限り数値目標を定めた行財政改革行動計画を策定し、計画的な取り組みを進めます。

この行動計画については、わかりやすい評価基準を設けて毎年度その進捗状況を点検、確認します。

また、社会経済情勢の変化や、庁内で実施する事務事業評価の結果、外部の視点からの意見や評価等を幅広く取り入れ、速やかに対応するための項目の追加や修正を行います。

更に、特に重要な項目として全庁的な取り組みが必要な場合は、部局を超えた横断的な協議による着実な進行を図ります。

こうした行財政改革の推進にあたっては、全ての職員がその必要性を認識することが不可欠であり、引き続き、庁内の意識向上に向けた各種研修や情報発信等の取り組みを行います。

なお、行動計画の進捗状況とその評価については、「木津川市行財政改革推進委員会」に報告し、意見を求めるとともに、その他の取り組み状況等につきましても、ホームページや広報紙などを活用しながら、広く市民に公表します。

木津川市の人口集計一覧表(平成19年～) ※集計値(比率)は四捨五入の関係で100にならない場合があります。

<単位:人>		H19.4		構成比率 対総数%		H25.4		増減数 対H19		構成比率 対総数%		H26.4		増減数 対前年		構成比率 対総数%		H27.4		増減数 対前年		構成比率 対総数%		H28.6 (※)		増減数 対前年		構成比率 対総数%		構成比率 対地域%		H29.4		増減数 対前年		構成比率 対総数%		構成比率 対地域%		H29.8 (直近)		増減数 対4月		構成比率 対総数%		構成比率 対地域%		H19.4 ⇒ H29.8		
総数	66,580	100.00	72,114	5,534	100.00	72,359	245	100.00	73,319	960	100.00	74,684	1,365	100.00	75,555	871	100.00	75,891	336	100.00	9,311	113.98																												
	日本人	66,110	99.29	71,655	5,545	99.36	71,891	236	99.35	72,831	940	99.33	74,174	1,343	99.32	75,042	868	99.32	75,375	333	99.32	9,265	114.01																											
年齢別	外国人	470	0.71	459	▲ 11	0.64	468	9	0.65	488	20	0.67	510	22	0.68	513	3	0.68	516	3	0.68	46	109.79																											
	~19歳	13,974	20.99	15,863	1,889	22.00	16,006	143	22.12	16,252	246	22.17	16,541	289	22.15	16,852	311	22.30	16,892	40	22.26	2,918	120.88																											
	20~39歳	18,900	28.39	17,553	▲ 1,347	24.34	16,874	▲ 679	23.32	16,708	▲ 166	22.79	16,582	▲ 126	22.20	16,444	▲ 138	21.76	16,383	▲ 61	21.59	▲ 2,517	86.68																											
	40~64歳	22,735	34.15	24,182	1,447	33.53	24,014	▲ 168	33.19	24,086	72	32.85	24,413	327	32.69	24,599	186	32.56	24,784	185	32.66	2,049	109.01																											
	65~74歳	5,932	8.91	8,222	2,290	11.40	9,049	827	12.51	9,648	599	13.16	10,095	447	13.52	10,239	144	13.55	10,281	42	13.55	4,349	173.31																											
	75歳~	5,039	7.57	6,294	1,255	8.73	6,416	122	8.87	6,625	209	9.04	7,053	428	9.44	7,421	368	9.82	7,551	130	9.95	2,512	149.85																											
	計	↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%																		
木津地域	日本人	41,215	62.34	48,181	6,966	67.24	48,754	573	67.82	49,938	1,184	68.57	51,705	1,767	69.23	99.30	52,838	1,133	69.93	99.26	53,241	403	70.15	99.27		12,026	129.18																							
	外国人	未集計		未集計		未集計		未集計		未集計		未集計		364		—		0.49		0.70		395		31		0.52		0.74		394		▲ 1		0.52		0.73														
	~19歳													13,006		—		17.41		24.98		13,371		365		17.70		25.12		13,452		81		17.73		25.08														
	20~39歳													12,412		—		16.62		23.84		12,527		115		16.58		23.53		12,514		▲ 13		16.49		23.33														
	40~64歳													17,138		—		22.95		32.91		17,470		332		23.12		32.82		17,678		208		23.29		32.96														
	65~74歳													5,667		—		7.59		10.88		5,785		118		7.66		10.87		5,823		38		7.67		10.86														
	75歳~													3,846		—		5.15		7.39		4,080		234		5.40		7.66		4,168		88		5.49		7.77														
加茂地域	計	↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		↓日本人計=100%		
	日本人	15,889	24.03	14,639	▲ 1,250	20.43	14,383	▲ 256	20.01	14,166	▲ 217	19.45	13,869	▲ 297	18.57	99.43	13,671	▲ 198	18.09	99.49	13,640	▲ 31	17.97	99.44	▲ 2,249	85.85																								
	外国人	未集計		未集計		未集計		未集計		未集計		未集計		80		—		0.11		0.57		70		▲ 10		0.09		0.51		77		7		0.10		0.56														
	~19歳													1,961		—		2.63		14.06		1,914		▲ 47		2.53		13.93		1,884		▲ 30		2.48		13.73														
	20~39歳													2,523		—		3.38</																																

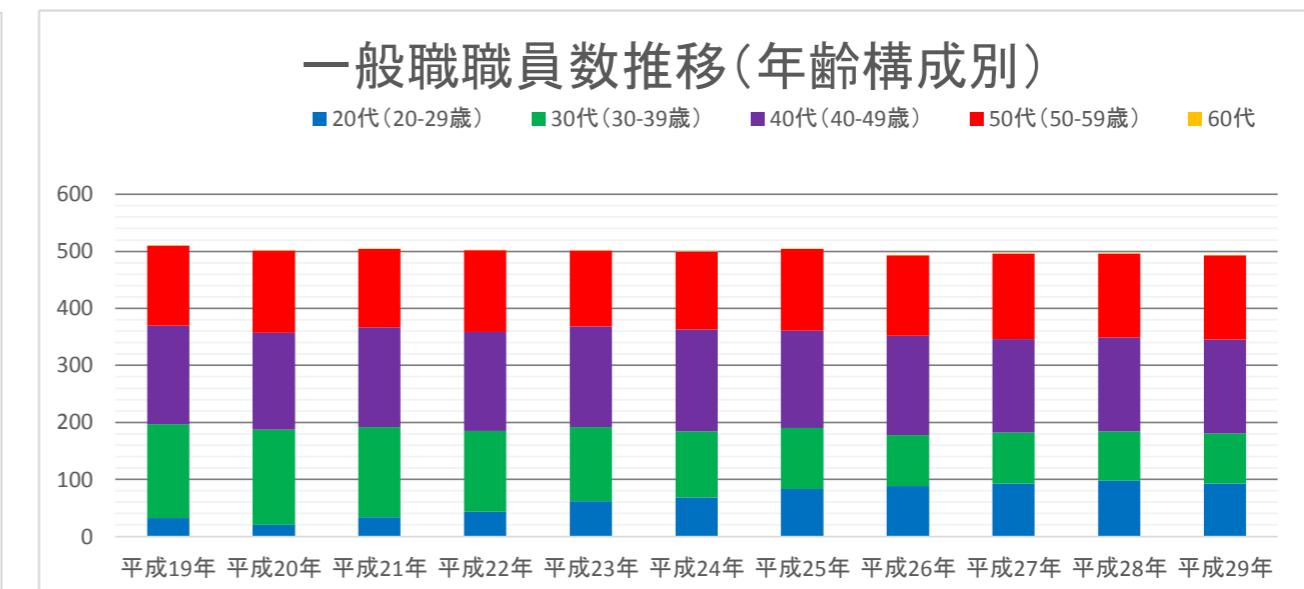
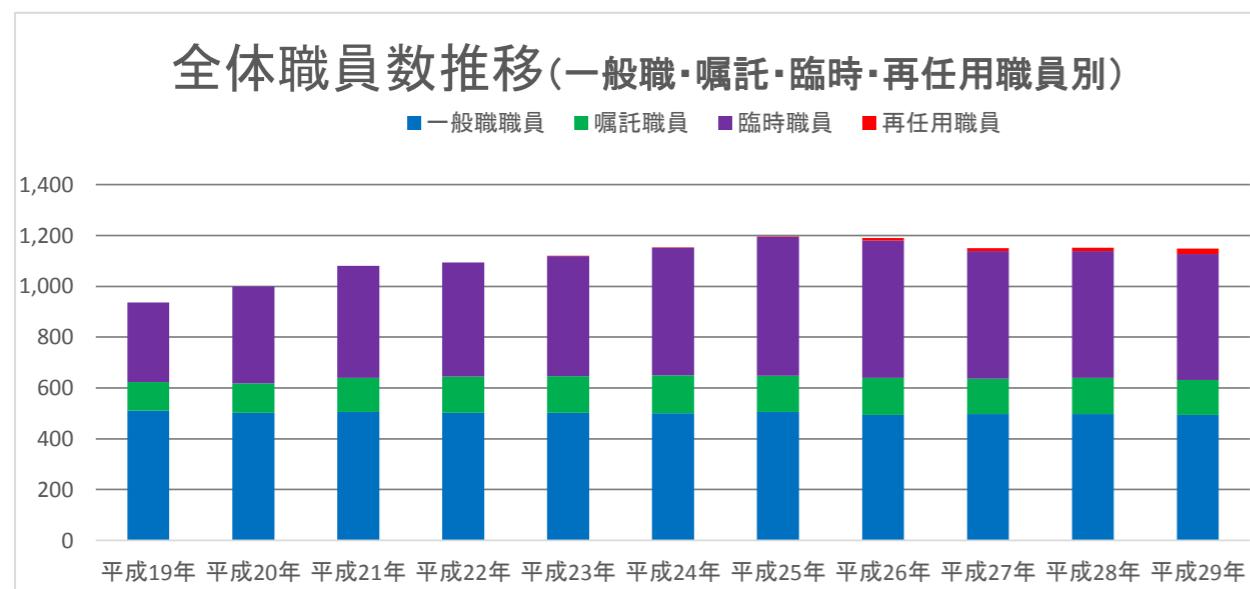
全体職員數推移(一般職・嘱託・臨時・再任用職員別)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
一般職職員	511	502	505	503	502	500	505	494	497	497	494
一般職員増減数		▲ 9	3	▲ 2	▲ 1	▲ 2	5	▲ 11	3	0	▲ 3
嘱託職員	112	116	135	141	144	149	143	146	140	142	138
臨時職員	314	382	441	450	472	502	546	540	501	500	494
再任用職員					2	1	2	10	12	12	22
(参考)職員全体数	937	1,000	1,081	1,094	1,120	1,152	1,196	1,190	1,150	1,151	1,148
(参考)採用職員数	0	5	23	16	26	15	22	12	19	19	17

○一般職職員には教育長を含む。(地方自治法の改正による教育部局の位置付けの変化)

○臨時職員を除く職員数は各年4月1日時点の人数。臨時職員は5月1日時点の人数。

一般職職員數推移(年齡構成別)



木津川市の財政収支見通し(平成19年～平成33年)

資料4

※平成29年1月26日告示「木津町・加茂町・山城町合併協議会新市基本計画」(変更)の「財政計画(普通会計)」によるもの

(単位:百万円)

年 度 項 目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
歳 入	地方税	8,599	8,945	8,760	8,732	8,792	8,676	8,757	9,055	9,234	9,339	9,444	9,405	9,472	9,576	9,540
	地方譲与税	233	224	212	206	203	204	194	190	203	198	198	198	198	198	198
	各種交付金	967	942	904	914	911	852	943	1,066	1,616	1,622	1,622	1,646	1,731	1,974	
	地方交付税	4,771	4,625	4,704	5,286	5,738	5,943	5,796	5,763	5,798	5,613	5,375	5,297	5,116	4,779	4,590
	分担金・負担金	70	273	197	322	261	207	204	228	714	1,432	809	328	229	229	229
	国・府支出金	2,298	3,128	4,899	4,639	4,613	5,182	5,580	4,843	6,506	7,181	5,741	5,689	5,490	5,504	5,466
	繰入金	506	970	879	11	41	54	86	1,413	614	1,360	1,050	1,400	1,780	2,250	2,460
	地方債	2,858	2,782	4,779	2,456	1,714	3,754	3,503	1,824	3,715	4,294	2,442	2,188	2,664	2,154	1,688
	その他	1,157	1,315	1,827	2,086	2,179	2,003	2,133	1,578	2,176	1,608	1,202	1,141	1,166	1,152	1,148
	合計	21,459	23,204	27,161	24,652	24,452	26,875	27,196	25,960	30,576	32,647	27,883	27,268	27,761	27,573	27,293

年 度 項 目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
歳 出	人件費	4,191	4,071	4,103	4,102	4,204	4,116	3,982	4,119	4,197	4,065	4,034	3,963	3,917	3,877	3,821
	物件費	2,951	2,977	2,994	3,169	3,496	3,354	3,378	3,672	3,854	3,870	4,044	4,176	4,291	4,440	4,581
	扶助費	2,312	2,673	2,895	4,030	4,412	4,694	4,824	5,181	5,200	5,337	5,451	5,574	5,708	5,841	5,982
	補助費等	2,595	2,727	3,859	2,993	3,383	3,247	3,315	3,387	3,757	3,962	4,071	4,128	4,157	4,171	4,180
	公債費	2,420	2,532	2,503	2,719	2,780	2,937	2,820	2,911	2,820	2,989	2,728	2,750	2,913	3,117	3,204
	積立金	450	269	259	669	439	543	1,129	1,082	1,019	360	185	149	162	155	153
	繰出金	2,140	2,258	2,339	2,656	2,461	2,465	2,407	2,588	2,773	2,873	2,883	2,965	3,058	3,123	3,208
	投資的経費	3,886	5,116	7,344	3,396	2,468	4,717	4,663	2,144	6,078	8,559	3,846	2,982	2,982	2,278	1,589
	その他	182	172	156	177	188	172	195	220	276	335	406	320	326	328	328
	合計	21,127	22,795	26,452	23,911	23,831	26,245	26,713	25,304	29,974	32,350	27,648	27,007	27,514	27,330	27,046

年 度 項 目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
基金残高	10,331	9,723	9,144	9,812	10,248	10,762	11,824	11,523	11,975	10,985	10,120	8,869	7,251	5,156	2,849

※端数整理のため、基金残高と繰入金・積立金との差引が一致しない場合があります。

財政比較分析表

(3) 市町村財政比較分析表(普通会計決算)

平成27年度

京都府木津川市

人口	74,237	人(H28.1.1現在)	実質赤字比率	- %
うち日本人	73,753	人(H28.1.1現在)	連結実質赤字比率	- %
面積	85.13 km ²		実質公債費比率	11.6 %
歳入総額	30,575,817 千円		将来負担比率	53.6 %
歳出総額	29,973,710 千円		市町村類型	H23 II-1 H24 II-1 H25 II-1
実質収支	387,230 千円		(年 度 毎)	H26 II-1 H27 II-1
標準財政規模	16,641,489 千円			
地方債現在高	30,902,976 千円			

※市町村類型とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類したものである。当該団体と同じグループに属する団体を類似団体と言う。

※平成28年度中に市町村合併した団体で、合併前の団体ごとの決算に基づく実質公債費比率及び将来負担比率を算出していない団体については、グラフを表記しない。

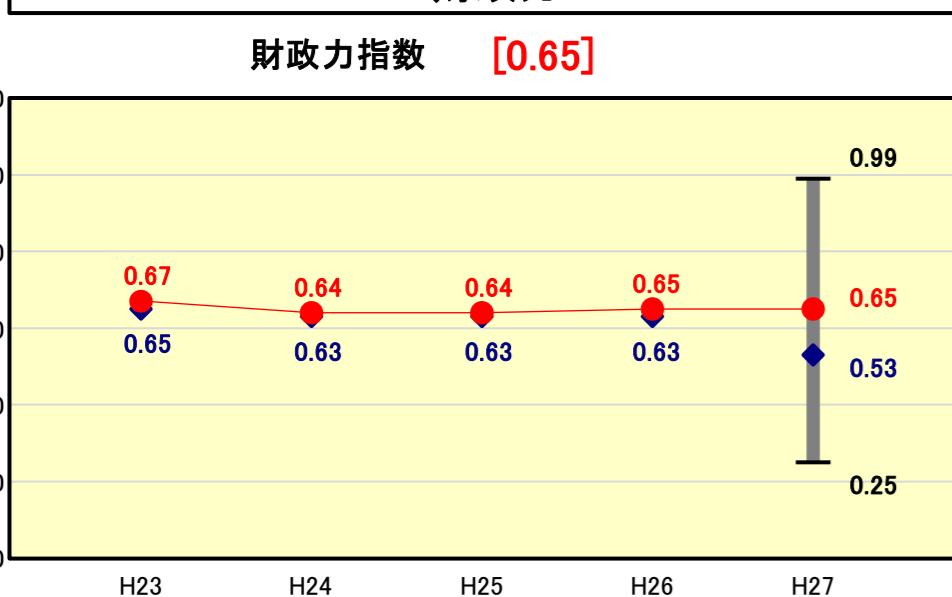
※充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体については、将来負担比率のグラフを表記しない。

※「人件費・物件費等の状況」の決算額は、人件費、物件費及び維持補修費の合計である。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。

※住民基本台帳人口については、住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成25年度以降、調査年度の1月1日現在の住民基本台帳に登載されている人口を記載。

※類似団体内順位、全国平均、各都道府県平均は、平成27年度決算の状況である。また類似団体が存在しない場合、類似団体内順位を表示しない。

財政力



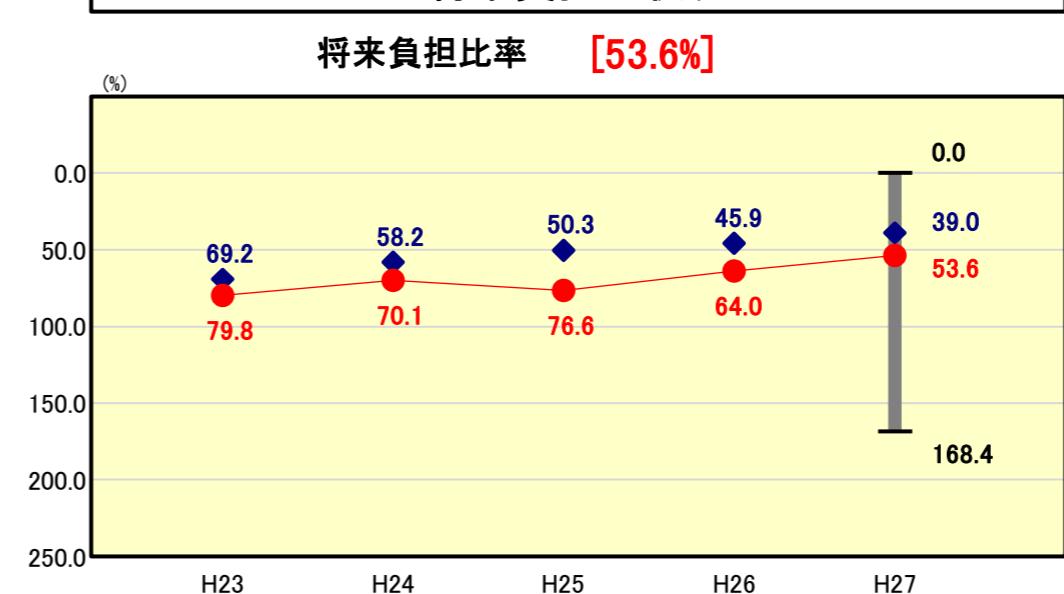
類似団体内順位 15/78 全国平均 0.50 京都府平均 0.54

財政力指数の分析欄

平成19年度以降、本市の基準財政需要額は年々大きくなっています。平成27年度は前年度から増加し12,213,145千円となりました。基準財政収入額についても、税収等の伸びにより、前年度から増加し7,968,057千円となったものの、基準財政需要額の増加が基準財政収入額の増加を上回ったことにより、単年度の財政力指数(0.652)は、前年度の数値(0.655)を下回りました。

3年平均における財政力指数は、前年度と同数値となり、0.65前後を推移している。類似団体内平均値が0.1ポイント減少したことを鑑みると、相対的には改善しているともいえ、引き続き財政基盤の強化に努める。

将来負担の状況



類似団体内順位 49/78

全国平均 38.9

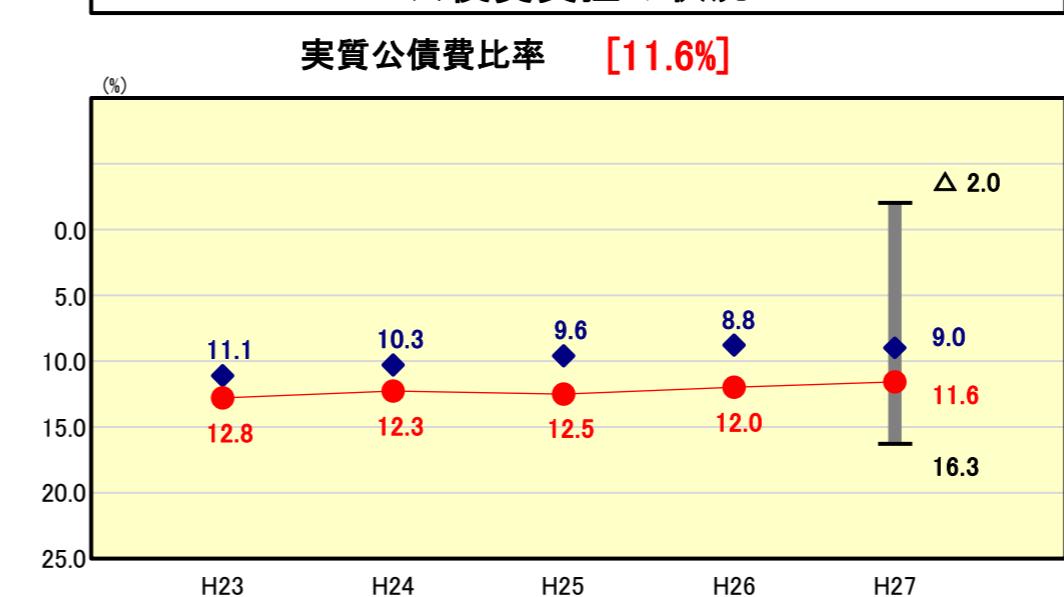
京都府平均 150.5

将来負担比率の分析欄

臨時財政対策債等の起債により地方債現在高が増加したもの、退職手当支給予定額が減少したことや、木津南中学校建設費立替金に対する国庫支出金を充当可能額として新たに計上したほか、算出上の分母となる標準財政規模が大きく増加したことにより、将来負担比率は、前年度から10.4ポイント改善した。

その結果、類似団体内平均値との差を3.5ポイント縮めることができたものの、依然平均値を上回っており、引き続き充当可能財源の確保に努めるなど、将来負担の抑制と平準化を図る必要がある。

公債費負担の状況



類似団体内順位 61/78

全国平均 7.4

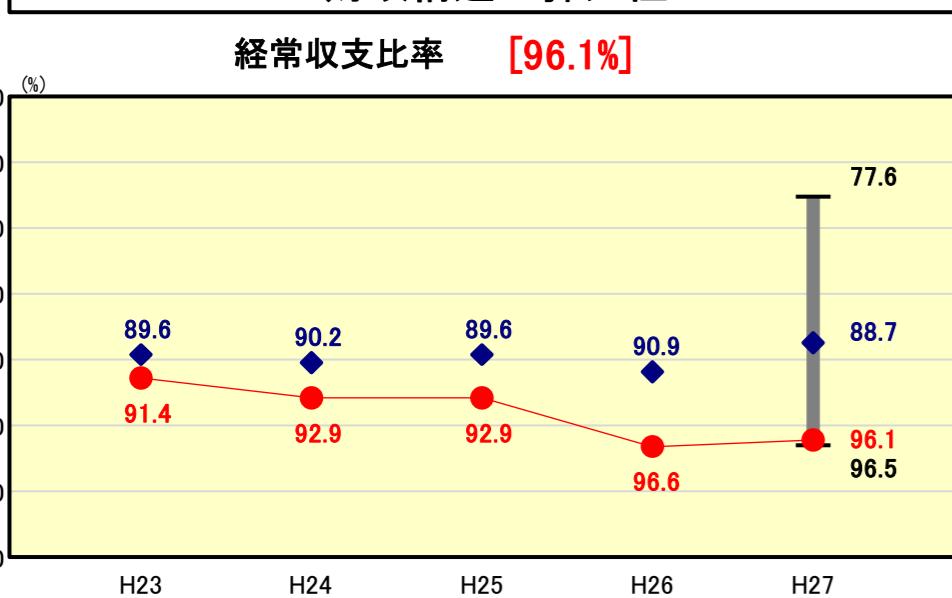
京都府平均 12.1

実質公債費比率の分析欄

平成25年度に立替施行により実施した城山台小学校建設事業及び木津中学校改築事業について、その立替金償還金に対する国庫支出金及び地方債を特定財源として計上したことや、算出上の分母となる標準財政規模が増加したことにより、実質公債費比率は前年度から0.4ポイント改善した。

その結果、類似団体内平均値との差は縮まったものの、類似団体内平均値を上回る水準を推移していること、また今後も引き続きクリーンセンター建設等の大規模事業の実施に係る起債を予定していることから、事業内容及び起債計画の精査により、公債費負担の抑制に努める必要がある。

財政構造の弾力性



類似団体内順位 76/78 全国平均 90.0 京都府平均 90.0

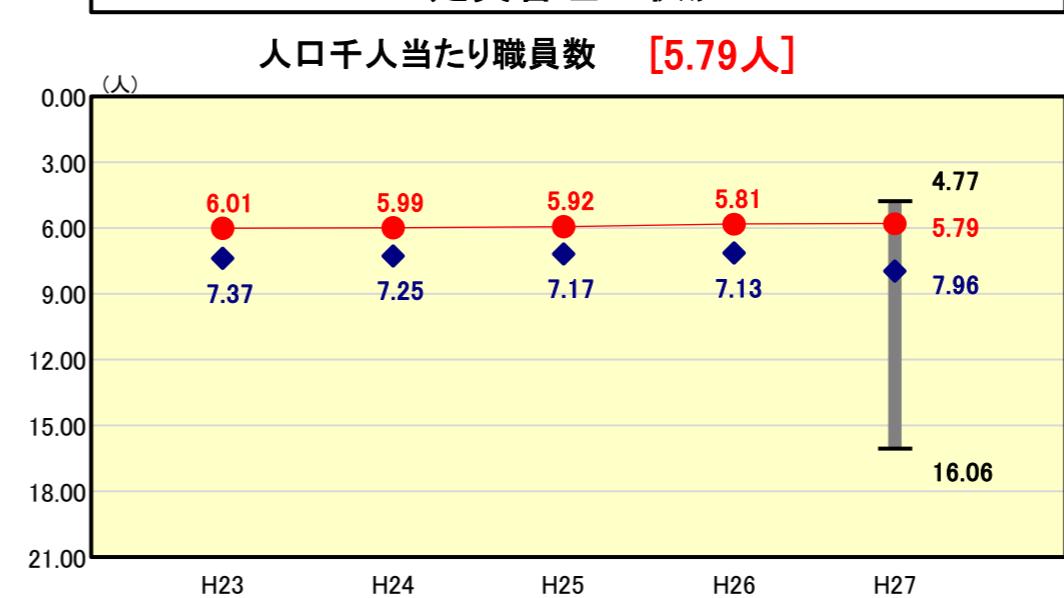
経常収支比率の分析欄

歳出の経常経費に係る一般財源所要額において、物件費や補助費等、繰出金等が増となつたことにより、前年度から増加となつたものの、歳入に係る経常一般財源に臨時財政対策債を加えた額も増加しており、歳出に係る経常一般財源の伸びを上回ったことから、経常収支比率は0.5ポイント好転した。

しかし、類似団体内平均値についても、本市を上回る2.2ポイントの改善がされたことで本市との差は広がっており、類似団体内順位も最下位に近い。

引き続き歳入の確保に取り組むと共に、行財政改革の推進により、経常経費の抑制に努める必要がある。

定員管理の状況



類似団体内順位 9/78

全国平均 6.96

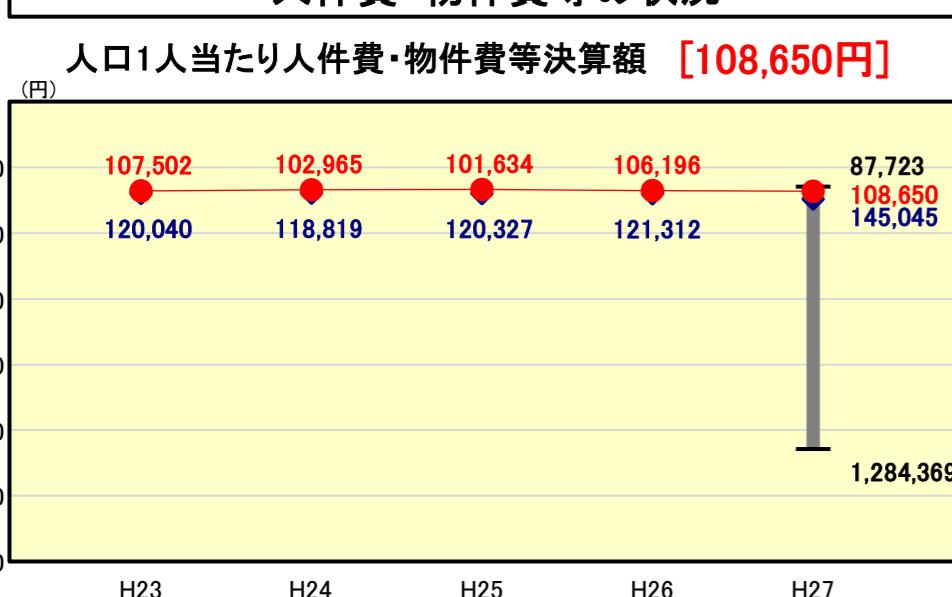
京都府平均 7.69

人口千人当たり職員数の分析欄

清掃及び消防業務を一部事務組合において行っていることも類似団体内平均値を下回った要因ではあるが、合併効果を発揮するための採用抑制策が最大の要因であると考える。

引き続き市民サービス向上に直結した業務や新たな施策へ対応するため、適正な職員数の確保を図りつつ、事務事業や組織の徹底的な見直しや再任用制度の活用を行い、更なる定員適正化に取り組む。

人件費・物件費等の状況



類似団体内順位 17/78 全国平均 121,920 京都府平均 119,703

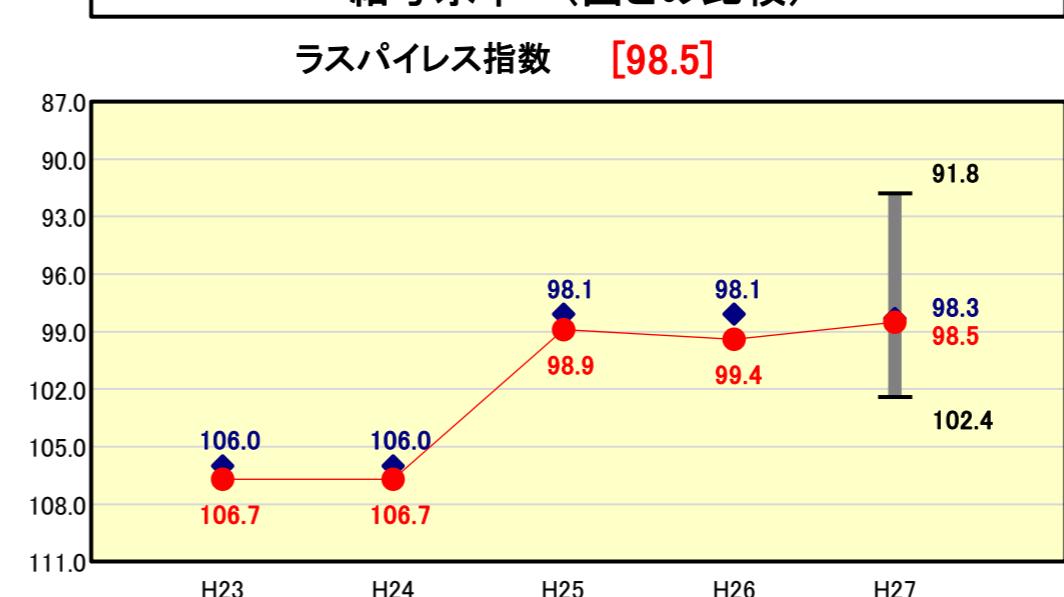
人口1人当たり人件費・物件費等決算額の分析欄

国勢調査実施に伴う調査員報酬の皆増や、平成27年人事院勧告に準じた改定実施に伴い職員給等が増えたこと等により、人件費の決算額が増となつた。

また、物件費においても、学校給食の増加に対応するための備品購入や給食調理・配達業務の直営から委託への切替えがあつたこと等により、前年度から増加しており、人口1人当たりの物件費・人件費等決算額は前年度から2,454円増となる108,650円となつた。

なお、類似団体内平均値と比較すると、本市は清掃及び消防業務を一部事務組合で行っていること等により、同平均値より36,395円下回っている。

給与水準(国との比較)



類似団体内順位 37/78

全国市平均 99.1

全国町村平均 96.3

ラスパイレス指数の分析欄

本市におけるラスパイレス指数は、昨年度から0.9ポイント低下した。類似団体内平均値よりわずかに上回っているものの、人口規模等に見合った給与水準といえる。

人件費の財源の大半が一般財源であり、財政硬直化の原因となることから、今後もより一層の総人件費抑制に努める。

○ 平成28年度事業仕分けアンケート結果 まとめ

○ アンケートの回答・無回答

傍聴者	回答	無回答	計
人数	21	0	21
割合	100.0%	0.0%	

Q1. 回答いただぐ「あなた」について教えてください。

【ご住所】

住 所	①木津川市	②木津川市以外	計
人数	18	1	19
割合	94.7%	5.3%	

【ご年齢】

年 齢	①～19歳	②20～29歳	③30～39歳	④40～49歳	⑤50～59歳	⑥60～69歳	⑦70歳～79歳
人数	0	1	3	4	6	3	3
割合	0.0%	4.8%	14.3%	19.0%	28.6%	14.3%	14.3%
年 齢	⑧80歳～	計					
人数	1	21					
割合	4.8%						

【傍聴のきっかけ】(重複回答あり)

傍聴のきっかけ	①市の広報	②市のホームページ	③その他	計
人数	10	5	3	18
割合	55.6%	27.8%	16.7%	

【傍聴の動機】(自由回答)

- 内容に興味があつたため。
- 前回も傍聴しており、事業の説明等がわかりやすいので、今回も参加しました。
- 今後の参考にするため。
- 行財政改革の推進。
- 1と2は事業の役割を考えた時、仕分けになじまないと感じたから、委員の意見を聴きたかったので。
- 知人に誘われたから。
- 市の行政が少しでもわかるのではと思い。
- 事業仕分けや施政に興味あるので、傍聴しようと思った。

Q2. 説明や質疑応答について、説明者(職員)の対応はいかがでしたか。

【説明者(職員)の評価】

評 価	①適切	②概ね適切	③普通	④やや不適切	⑤不適切	計
全体項目評価	4	9	3	0	0	16
割合	25.0%	56.3%	18.8%	0.0%	0.0%	
1職員労務管理事業費	6	6	2	1	0	15
割合	40.0%	40.0%	33.4%	6.7%	0.0%	
2職員研修事業費	7	7	2	1	1	18
割合	38.9%	38.9%	11.1%	5.6%	5.6%	
3公園維持管理事業費	3	8	2	1	0	14
割合	21.4%	57.1%	14.3%	7.1%	0.0%	
4街路樹等管理事業費	3	5	4	0	0	12
割合	25.0%	41.7%	33.3%	0.0%	0.0%	

Q3. 仕分け人の意見や提案、仕分け結果はいかがでしたか。

【仕分け人・仕分け結果の評価】

評 価	①適切	②概ね適切	③普通	④やや不適切	⑤不適切	計
人数	6	6	7	1	0	20
割合	30.0%	30.0%	35.0%	5.0%	0.0%	

Q4. 事業仕分けの運営、実施方法はいかがでしたか。

【事業仕分けの運営方法の評価】

評 価	①適切	②概ね適切	③普通	④やや不適切	⑤不適切	計
人数	7	5	7	1	0	20
割合	35.0%	25.0%	35.0%	5.0%	0.0%	

Q5. あなたの印象に残った項目を実際に仕分けしてください。

【傍聴者の事業仕分け評価区分】

評価	①不要	②民間	③国・府	④市実施改善 (内容・規模)	⑤市実施 (現行どおり)	⑥市実施 (拡充)	計
1職員労務管理事業費	0	0	0	6	2	7	15
割合	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	13.3%	46.7%	
2職員研修事業費	0	0	0	11	3	4	18
割合	0.0%	0.0%	0.0%	61.1%	16.7%	22.2%	
3公園維持管理事業費	0	5	0	6	2	1	14
割合	0.0%	35.7%	0.0%	42.9%	14.3%	7.1%	
4街路樹等管理事業費	0	3	0	9	1	0	13
割合	0.0%	23.1%	0.0%	69.2%	7.7%	0.0%	

【傍聴者の事業仕分け評価区分の理由】

項目名	仕分け区分	その区分を選んだ理由
1職員労務管理事業費	④市実施改善 (内容・規模)	・成功事例の研究も並行して推進しては… ・費用がかかり過ぎる傾向があるので、歯止めをかけて工夫すべき。
		・予防にも積極的に取り組んでいただきたいです。 ・職員のメンタル不調での損失は大きい。予防、復帰への取り組みをもっと進めるために拡充は必要。
2職員研修事業費	④市実施改善 (内容・規模)	・更にきめ細かい管理を望む。 ・人事評価とウラハラにならないように！
		・人材育成はこれから的重要課題。いたずらに拡充する必要はないが、将来の投資と踏まえ、積極的に予算配分すべき。 ・フィードバック不足 ・モチベーションの向上研修等が必要と思います。 ・内容改善 ・職員が主体となった研修が必要。研修結果をどのように検証していくか。 ・RESAS研修。行革の必要性アンケート「わからない」9.4%残念！ ・研修実施後の効果測定が不充分。改善を要す。 ・事業の効果、成果の検証について。 ・所属(部)内の活性化が行われていないのでは。 ・フィードバックしている姿勢があればよいが、そうでないという回答があつたので、これは改善していただきたい。
3公園維持管理事業費	⑤市実施 (現行どおり)	・研修後のフィードバックに課題があると認識している点は改善が必要。研修はかなり充実しているので、積極的に活躍の場につなげる努力を。 ・資格試験＝スキル取得、給与アップ モチベーション向上になる。
		・市自主管理制度の徹底により、コストダウンする。 ・民間事業者育成の見地から民間委託が適当。 ・自治会を退会する人がふえているのに市民自主管理とは？ 下川原河川公園は誰も利用していない。単なる空地です。その他この様な公園と名の付くものがあるのでは。
4街路樹等管理事業費	⑥市実施(拡充)	・現行の方向性については、概ね問題ないものと考えるが、内容については、日々の改善できるところからでも、不断の見直しを行っていくべき。 ・積極的PR展開を。地域長会等でのプレゼン実施。 ・定型的業務 ・基本は市だが、もっとPRして、住民参加を促すべき。ただし、高齢者が整備していることを知らせて、若い人の参入を促す努力を。 ・さらに自主管理団体を増やして組織化すれば良いと思いました。
		・西木津川台防災無線 子供達が植木の上に物を置いたり発生しています。 ・民間事業者育成の見地から民間委託が適当。 ・今後もURから移管された場所の管理費用は増えると思える。地元の理解を得て、少し処分する事も必要なのでは。 ・民間よりシルバーハウスに委託して、費用軽減化をはかれないかと考えます。

Q6. その他、今回の事業仕分けへのご意見・ご感想、今後の事業仕分けへのご希望など。(自由回答)

- 1職員研修について、「新川副会長」の意見が良かった。3公園維持管理事業では旧木津町の公園の多さにびっくりです。私は旧山城町です。4街路樹等管理事業では旧木津町の街路樹の多さにびっくりです。さぞ、お金がかかるのですね。
2. 項目ごとの所要時間が短すぎるので、せめて1項目1時間が必要。
3. 仕分け人は人格者ばかりで対応が甘く、やさしいように思う。
4. 一般企業での仕分け向きなのではないか。自治体の役割、仕組みを理解している人間に頼むべき。5人の専門委員の発言は理解に苦しむ部分が多い。
5. 課題がしっかり出てきた。裏付けもされた。
6. 「仕分け」という言葉のイメージは違うように感じた。仕分け人が業務内容について、どれだけ理解して発言しているのか疑問。